

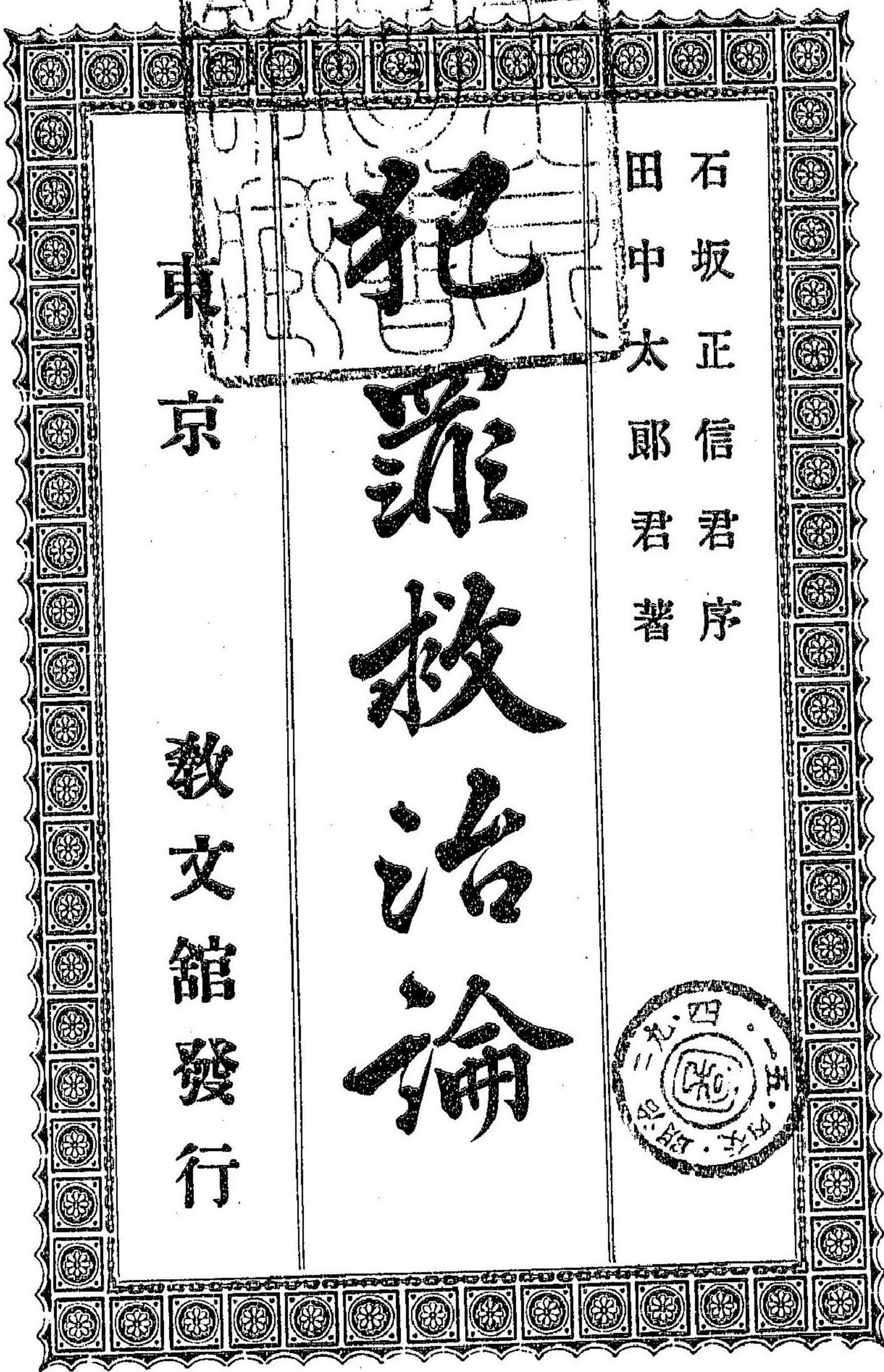
犯罪救治論

石坂正信君序  
田中太郎君著



東京

教文館發行





序

社會問題の世に唱道せらるゝ日尙淺し是を以て異論百端衆說紛然未だ其歸着する所を知る能はず歐米の碩學宿儒と雖ども當世紀に至るまで殆んど之に論及する者あるなし社會の事端漸く錯雜に赴き資本家と労働者の軋轢日を逐ふて甚を加ふるを見て世の論者恐怖狼狽し嘖々社會問題を論議するに至れり我邦開明に進む未だ深からずと雖ども然も歐米の成績を摸倣斟酌し所謂る積年經歷實試する所を採取するもの



最も多し是を以て彼に在りては至難の事業も我に在りては反て平易に其緒に就くことを得たるもの少からず社會問題の如きも亦其一なり今の時に方りて我邦人社會問題を講究討論し事項の由來する所を搜求して之が應用の策を按出せば夫の歐米學者の一旦遽然事件の目下に迫るに逢て周章せし覆轍に陥らざるや疑なし此書の如き社會問題を討究するの好料にして學者經世家を裨補するもの極めて多し世の先導者を以て自ら任ずる者此書に由て罪囚の増減する所以

を鑒み如何にせば之を防遏し得るやを考察し以て世人の注意を促せば社會を匡濟するに於て其功著るし田中太郎君頃日犯罪救治論を著し之を世に公にせんとするに臨み序を余に徴す即ち數言を記し卷首に辯す

明治廿九年四月

石坂正信識



緒言

世の進歩するに従ふて社會問題に留意するの人士は愈々多くなりまさり行き、新聞に雜誌に著述に各々卓見を陳べ高説を掲げて、之れが解釋を試みんとする者亦た決して少なからざるの有様とはなれり。余や短學菲才未だ以て其意見を世に公示するに足るものなしと雖ども、犯罪救治の方策に就ては又た聊か小抱負のなきにしもあらず、本書は即ち余が平素の實際的觀察を基礎とし、傍ら該問題に關係ある諸大家の著書を涉獵し或は諸種の統計表等を通覽して之れを參考とな

緒

言

一



し、隨考隨筆漸くに積みて一卷となしたるものなり。素より未熟の意見江湖の大家諸君より多くの教示を仰がんと欲するは余が本來の希望なり。若し夫れ此の小冊子が萬一世間に向て何等かの裨益を與ふるとあらば其は著者が望外の光榮にして唯だ天祐に外ならず。

東京に於て

明治二十九年三月

著 者 識

犯罪救治論目次

第一篇 犯罪の原因……………一

第一章 遺傳と罪……………四

第二章 境遇と罪……………一七

一、家庭と罪……………二三

二、教育と罪……………二八

三、交友と罪……………三六

四、飲酒と罪……………四五

五、貧富と罪……………五八

第二篇 犯罪の救治……………七七

第一章 矯風事業主として禁酒事業と犯罪救治……………九〇

第二章 窮民救助と犯罪救治……………一〇六



第三章 感化教育と犯罪救治……………一五七

第四章 結論附監獄改良……………一八七

以上

犯罪救治論

田中太郎著

第一篇 犯罪の原因

人間社會に於て現はれたる犯罪は殺人の罪にして、妬みのため流  
 がされたるアベルの血は、幾千載の間東西の歴史を紅ひに染めなせし、  
 罪の血潮の源泉にてありたるなり。人は罪に孕まれ罪に生き罪に死す  
 と之れの内生の運命なり、既に罪の中に孕まれたりとせば、吾人は先天的  
 に罪人たるなり。刑事人類學者の一派は、餘りに多く遺傳の勢力を信ず、  
 其辭を所を聞けば、罪人は生れながら罪人として造られたるなり、恰も  
 男は生れながら剛に、女は生れながら柔なるが如し、故に饑者が食はず  
 んば止まず、渴者が飲まずんば止まざる如くに、彼等は必然的(寧ろ必要  
 的)に罪を犯す。若し此説を是なりとせば、人は自由意志を欠きたる、一



箇の他動的器械と成り果て、刑罰も無用となり矯正も不可能となる可し。然りと雖ども此は一方の極端に走りたる僻説にして、意志の自由なる事は各人自箇が若し其心意發動の理法に就きて、慎重に考察する時は、明確に之れを認識する事を得べく、犯罪者出監時の状態と、感化院事業の効果等を統計に照らして観察する時は、薄弱ながらも、懲戒と改良の目的が、如何に確實に達せられたるかを知るに足らん。

此の如く彼等の論旨は、此點に於て大に正鵠を失したりと雖ども、犯罪は遺傳より來るてふ一事は、之れ奪ふ可らざるの眞理なり。

然り犯罪は遺傳より來る、然りと雖も遺傳の外、他に一原因の有るなしと云ふは非なり。元來遺傳とは先人の所有せし性情の傾向を、子孫が享有保存せる事を云ふに過ぎずして、其傾向が發達すると發達せざるとは、一に境遇の如何に在るものとす。加之ならず場合に依りては其遺傳

性の有無に關せず、單に境遇の勢力のみに支配せられて、或る意志を構成し従て或る行動を作為する事あるなり。故に吾人は遺傳を認めて假りに之れを、犯罪の第一原因とすれば、其第二原因は即ち之れを境遇に求めざるを得ず。而して時と場合と人々に依りて、或は遺傳の主たる事もある可く、或は境遇の主たる事もある可し、換言すれば、犯罪の原因たる上に於て孰れが重、孰れが輕なりと豫め斷ずるは、得て爲し難き事にてあるなり。

以上吾人は犯罪の原因は遺傳及び境遇なる、二箇の勢力に在る事を畧述したりと雖ども、尙ほ後段に掲ぐる各部門に於ては、事實上に於ける詳細なる觀察を施こし、併せて之れが歸納的の斷定を求めんと欲す。



## 第一章 遺傳と罪

同性同齡シシドの二人の兒童を同一の家庭同一の學校に於て同一の方法を以て教育を施こすも、悉く其の人物性情等を同一にする能はざるは、全く遺傳する所相異なれるに由てなり。此事たる頗ぶる明白なる事實にして、少しく事物に注目するの士は、一人の小兒を携へ來りて、其如何なる性情が父より來たり、如何なる傾向が母より傳はれるかを、容易に指摘するを得べし。然り而して該小兒にして、萬一其父母の有したりし性情の特點を繼承するとなからんか、世人は忽ち彼を目して「鬼子」と呼び、之れを異數の現象と認む。

此の如く遺傳は實に明白なり、而して遺傳なくば社會の發達は、決して其歩を進むると能はざるなり。ドントル「シャエー、ダブリウ、カール」曰く「兒童たる者素より自己自身に於ける、發達力を有せりと雖ども、若し其父

母の保有せし傾向を、傳承するとなくば、社會の進歩なるものは、凡て不可能となり了はる可し。文明人の嬰兒も野蠻人の嬰兒も、其初めに於ては智識の程度毫も等差なきが如しと雖ども、前者の運命中には、殆ど無限の發達の包含せられ居るは、全く累代の父祖等が、多年蓄積したる智力及び道徳力を遺傳し得たるに由るものなり」と。之れ氏が倫敦大學醫會に於て、朗讀したる一句なり。

又た伊太利の學者「ドクトル」モルセルリ、其名著『自殺論』中に述べて曰く「若し各人が彼の在る可き運命に、從はざるゝとなく、自己の意志のまに、自己を變成するを得ば、開化は到底不可能となるなり」と。蓋し遺傳は一箇の惰性にして、吾人々類は此惰性に驅られ、一定の軌道を永遠の往時より永遠の未來に向て、回轉し行くものなり、而して此回轉をば社會の進歩とは名くるなり。然りと雖ども進歩と云へば、既に改良を意



味す、故に吾人は遺傳の勢力を、自然に放任するとなく、社會の進歩をして益々快滑に、且つ愈々利益あるものとするの目的を以て、充分之れに人為的淘汰を施し、或者は之れを抑制し、或者は之れを助成せしめざるべからず、何となれば人類の遺傳中、惡部分の撲滅を力め、善部分の發達を完成せしむるとは、之れ社會改良の本旨にてあればなり。而して遺傳は既に犯罪の原因たり、故に吾人は盡し得べき凡ての力を盡して、現在が過去より繼承したる、人心上の此の如き惡傾向を充分に抑制し、遂に之れを撲滅に歸し、社會の福利をして、其圓滿に到達せしむるは、之れ吾人が双肩に負荷するの責任なり。

「プロフェツソル」リポーは、其著『遺傳論』に於て該問題に關する、數多の實例を蒐集せり、今其一二を左に援萃すべし。

茲に教育ある階級に屬する一紳士ありけり、數多の重要なる職務を

帯び、頗ぶる人望を博せり。然かしながら此紳士生來酒を嗜むの惡習あれども、巧みに世人の眼を掠めたれば、世は彼の飲酒家なるを、知らで過ぎぬ。左れど彼の家内は之れが爲めに、少なからぬ悲痛を與へられ、人知らぬ涙に袖を揩らぬ日は稀れなりしとぞ。彼は五人の子を擧げたれども、其四人は孰れも夭折し、成人まで育ちしは、唯だ一人の男兒のみなりき。酒客の子には間々有り勝ちなる殘虐の性は、生れながら此男兒に顯はれ、幼少の頃より其が最も樂みとする所は、實に見るも慘ましき仕方にて、動物を苦しむるとなり。學齡に及びたる頃より、學校に送られたりと雖ども、彼は殆ど學習すると能はざりき。彼の腦は不幸にも常調を失なひ、智力獲得の點に於ては、辛ふじて或る低度に達するを得たりと雖ども、其度を越えて、一層高等なる進歩に至るは、到底不可能にてありき。而して十九歳の春を迎へたりし時、此兒遂



に瘋癲院に送らるゝの運命を持てり。

チャールズ某なる兒あり、其が父は俗に風變はりど稱ふる、調子外れの男にして、且つ鯨飲家なりき。此兒幼少の頃より、殘酷の所置を好むと無類にてありたり、又た數多の學校に入門したれども、久しからずして何處にても、放逐の罰を受けずと云ふとなし。長じて陸軍の軍籍に入りたれども、飲酒の癖には打ち勝ち難く、或日の事なるが飲代を造らんとて、無法にも其正服を賣却せり、此容易ならざる犯罪に對して、軍法會議は彼に死刑を宣告したり、左れど醫官は彼が唯だ、飲酒てふ打ち勝ち難き勁敵の犠牲となりたるのみに止まりて、他に惡意ありたるに非ざるを證言したるを以て、幸に一死を免かるゝとを得たり。彼は爾後謹慎に居りたりしと雖ども、終に全身不隨症を以て斃れぬ。

「ドクトル」モレイルも亦た、十歳以上十七歳以下の兒童、百五十人の心意の狀態を檢査し、左の言をなせり。『此試験は飲酒の害が、飲酒家自身に止まるとなく、其子孫にまでも恐る可き結果を遺傳するを確かめ得たり、而して彼等の兒童が、多くは下品なる相貌を有するは、全く體力、智力及び道德上の零落を、證據立つるものなり』と。

偷盜の遺傳は世人の普く信ずる所に於して、其實例も亦た決して少なしとせず、今左に「ドクトル」マスビーンの『自然心理』より一事實を摘載せん。

マニアン、クレチエンなる人、三人の男子を持てり、長をビルと云ひ、次をトマスと呼び、季をマニアン、パフテストと名づけたり。長子ビルに一子あり、マニアン、フランソアと名づけたりしが、此兒遂に強盜及び殺人の罪に依て、終身懲役の刑に處せられたり。次子トマスは二兒を生



めり、兄フランソアは殺人罪に依て懲役に處せられ、弟マルチンは同じく殺人の罪を以て死刑に處せられたり。而してマルチンの子も亦た強盜犯を以て刑地なる南米カイエン島に謫送せられ、遂に該島に病死せり。季子ジョアン、パアテストは、兄ピールの子と同名なる、ジョアン、フランソアと名づくる一子を得たり。此兒長じてマリイ、タイムなる女を娶りしが、豈に料らんや、此婦人は代々放火犯者を出す家柄に生れたる者なりき。而して此夫婦の間に儲けたる七人の兒は、季ピクトリー子を除くの外、悉く皆な盜罪を犯したり。即ち長子フランソアは、強盜罪に依て牢死し、次子ベノアスは或家に忍び入らんとして、自から刺がしたる家根の穴より落ちて即死し、三子クレンは數々強盜を働きたりしが、二十五歳の時病死し、四子マリイ、レイキは、強盜罪を以て獄中に死し、五子マリイ、ロイズは、其姉マリイ、レイキと同じき運

命に陥り、六子ピクトルは強盜罪にて、獄中に繋がれ居れり。加之ならざり。季子ピクトリーキは、自身犯罪者とならざりしのみにて、其夫との間に擧げたる一子は、強盜殺人罪を以て死刑に處せられたり。狂人の所爲は法律上、罪を構成するの資格なしと雖ども、遺傳の勢力を明かにする爲め、左に他殺狂の遺傳に關する、一の實例を示めさんと欲す。

オルハーメンと名くる一婦人あり、精神上の調和を失なひ、強たく其幼女を世話するの煩勞を厭ひ、生後僅かに六週間を経たる、嬰兒なるにも關せず、無慈悲にも之れが乳養を廢せり、而して何故に斯くは、無情なる所業を爲したるかど云ふに、全く精神異常の爲め、己が兒の生命を奪はんとする、切なる願望を抱きたるに由れりと云ふ。左れど此驚く可き目的は、間もなく傍人の發見する所となり、嬰兒の生命は幸



にも、狂母の犠牲となるとなしに止みぬ。此母其後劇症の熱病に罹かり、爲めに其記憶中よりは、前記の嬰兒に對する、自己の舉動を忘失し、病愈ゆるの後は、其女を熱心に愛する母とはなれり。

右の娘も亦た成長して人に嫁ぎ、二兒の母となりぬ、或時過勞と精神の不穩の爲め、數日の間惱み居りたりしが、一夜二兒と俱に己が居室に在りける時、突然膝上に置きたる一兒の咽喉を切斷せんと欲する、鋭き願望に捕へられたり。此時鞘を脱したる小刀は、既に彼の手中に在りたりと雖ども、此恐る可き願望に驚かされて、彼は自から其室を躍り出で、或は歌ひ或は舞ひ、或は強て睡眠を求め、以て胸中の思想を霧消せしめんと力めたり、最後に彼は辛ふじて一睡を得たりと雖ども、夢破ぶるゝに及びては、又もや先きの願望彌が上に燃え立ちて、彼の心を誘なひたりき、左れど彼は有ゆる手段を盡して、百方我れど我

が心を制し、遂に慘憺たる光景を現出するとなきを得たり。

幕末の頃畫家の名手として、其聞え高かりし、○○○なる人ありけり、不幸にして予なかりしかば、夫婦養子を迎へて家を譲りぬ。左れど圖らざりき、此は其家名を汚がすの基にてありたり。老爺が撰みに撰みて、貰ひたりし養子は、夫婦とも心曲けたるものにて、其間に二子を擧げたりしが、二兒の父は明治の初年、犯かせる罪ありて、獄中に死せり。而して其が長子は之れも亦た、盜罪を以て石川島に繋留せらるゝの運命に遭ひ、次子は某官衙に奉職中、其母と共謀して官金を竊取し、同じく懲役に處せられたり、と之れ著者の家人が、親しく著者に物語りたる所なり。

法律上の犯罪には非ざるも、必然一種の犯罪に相違なき、自殺てふ行爲も亦た、遺傳の勢力に影響せらるゝものにして、或家には代々屠腹者を出だし、又た或家には世々縊死者を出だす等の事は、吾人が平常屢々耳



にする所たるなり。

千八百八十七年七月五日發見の、『マンチェスター、ガアデヤン』新聞の雜報欄内には、自殺遺傳に關する左の一項を掲載せり。

去る金曜日の夜ダグラスの鐵埠頭より入水して溺死せる男は、レミントンの、エル、ビー、エー醸酒會社の書記兼出納方、ロベルト、イバン、ロイドと呼べる者にて、昨日掛官の檢問の際、レミントンより來りたる彼が友人等は、全くロイドの死體に相違なき旨を申立て、且つ其際彼等の一人は、土曜日の正午に入手したる、ロイドの書狀を提供せり。其文面に曰く、

愛する〇〇君よ、足下が此手紙を落手せられたる時は、即ち余が屢々誘はれたる所業を爲し遂げたるの時なるを知られよ、余は今や死せざれば、ハットンの癲狂院に送らる可し、左れど余は寧ろ死を

好む。〇〇君及び其他の朋友諸君よ、願はくは余が殆ど十年來、夫の惡漢ウッリーの爲めに、惱まされたるを記憶し給へ、天の神は我が妻及び我が愛見を保護し給ふ可し。……云々

マン島ダグラスに於て

傷心せる、汝の友ボッア拜

此手紙を受取りし友人も、書中のウッリーの爲め云々とは、全く根も葉もなき謔語にして、其人名さへも心當りなき由を申立てたり。而して何故に彼は投身せしやと云ふに、之れと云ふ原因はなく、昨年、クッサマスに傭主より、一百磅の金を借用せりと雖ども、傭主に於ては爾後一回だも督促等を爲さざりしを以て見れば、決して負債の爲めに非業の死を遂げしには非ざりしなり。

聞く所に依れば彼の父は、數年前、チェルシー寺院の尖塔より、地上に身



を囮らして死し、姉某も三ヶ月前、癲狂院に入院中病死せる由、而して彼も今回の變死を遂ぐる前、既に三回同一の企てを爲したりきと云ふ。

以上列擧したる事實に依て考ふれば、吾人は安んじて、遺傳は犯罪の原因なることを斷言し得べしと信ず。然り而して此の惡遺傳を抑制し、他の善遺傳を助長發達せしめ、社會人類の幸福をして、圓滿完成の域に到達せしむるは、之れ教育の第一義にして、此目的を中心として世上に企圖せらるゝ、諸々の行爲をば、社會改良の事業とは稱するなり。

### 第二章 境遇と罪

我國に古來、民より育ちなる語あるが、此は人の性質なるものは、遺傳よりも寧ろ境遇に依て、左右せらるゝとを説明するの諺なり。然りと雖ども總ての人の行爲が、總ての時總ての場合を通じて、常に境遇の爲めに、比較的に強大なる影響を蒙るものなるやと云ふに至ては、之れ疑問なり。左れど其は兎まれ角まれ、吾人の智力も感情も意志も、常に境遇の爲めに著しく支配せらるゝとは、争ふ可からざるの事實にして、生れながら白糸の如く、清らかなる品性も、朱に交はれば赤くなるは、之れ萬人の首肯せざるを得ざる所なりとす。

境遇とは之れ廣き意味の語なり。岩間より湧き出る滴々の水、流れくは溪流となり、巖に碎けては泡沫となり、斷崖絶壁に懸りては、千仞の飛瀑となる、或は寒威凜烈たる、北海の嚴冬に注では、忽ちにして白皚々



の氷山となり、陽春三月落花を浮べて、田園の間を回ぐりては、詩人をし  
て坐るに桃花流水を歌はしむ。  
均しく是れ水なり、同じく是れ流れなり、何が故に時に泡沫となり、時に  
飛瀑となり、或は白醴々の氷山となり、或は詩人をして桃花流水を歌は  
しむるか、他なし、之れ皆境遇の異なるに因れるなり。  
均しく是れ人なり、何が故に或者は堯舜となり、或者は桀紂となり、或者  
は顔回となり、或者は盜跖となりしか、同じく是れ人なり、何を以て一人  
は補公となり、一人は尊氏となり、一人は大石内藏となり、一人は大野九  
郎となりしか、固より人の心には生れながらにして、上根下根の區別あ  
りて、正邪曲直の運命は、遺傳に依りて、先天的に、吾人が心の前額に印章  
せられありとは、雖ども、而かも善惡の岐に立ちて、或は左し或は右せし  
むる所以のもの、十中の八九は一に境遇の如何に因るものとす。

『人を見れば先づ盜見なりと知れ』とは、之れ俗間に行なはるゝ格言なりと  
雖ども、亦た決して輕々に看過すべき語には非ざるなり、人は如何なる  
者にて、總て犯罪の傾向を有す、故に貴となく賤となく、賢となく不肖  
となく、或事情或境遇の下には、悉く此傾向を一の行爲となして、外部に  
向て發現し得るの能力あるなり、左れば一生を順境に遂ぐるを得ば  
即ち止む、苟も一朝轉訶不遇に際會するあらんか、昨日の良民は忽ちに  
して、詐僞漢となり、偷兒となり、持兇盜となり、殺人犯者とは變ずるなり。  
西哲曰く『窮民は唯だ獸力のみを有す』と、實に彼等は野獸的の暴力を有  
す、故に『パンを與へよ』と絶叫して、十字街頭に彷徨するの窮民は、苟も機  
會の乘ずべきものあらんか、彼等は容易く――否寧ろ喜びて――奪ひ、容易  
く捕ら、容易く殺戮するものなり。

『我は欠乏す、故に我は奪奪す』とは、之れ彼等が口々に稱ふる、題目に非ず



して何ぞや。一度此に至ては、理性も良心も彼等に對しては、何等の勢力をも持する能はざるなり、境遇の勢力豈に恐れて、而して惶れざる可けんや。

『武士は食はねど高楊子』とは、櫻花と其粹を讀ひたる、封建武士の錦臈を以て、始めて解するを得べく、『濁しても盜泉を飲まじ』とは、義人君子の心有りて、而して讀むを得べきの文字にして、匹夫匹婦たる者の、決して頓悟し得べき道には非ざるなり。

『小人騎すれば斯に亂す』之れ千古不磨の金言と知らずや、カーヂナル・マノンニソク嘗て『第十九世紀』雜誌に、書を寄せて曰く、

大都會には、其住民中に必ず、數多の惡漢、破落戸あるを常とす、彼等の意は曲がり、良心は盲となり、感情は鈍ぶり、爲めに惡の上に惡を重ねつゝあるなり。彼等は實に惡む可く、又た憐む可き者なりと雖ども、一

度は彼等も亦た、無邪氣なる小兒たりしとを、思はずんばあるべからず。今日に於ては狂暴にして、且つ獸類に近き人なれども、若し彼等が尙ほ幼稚なりし時、清潔なる家庭に於て、慈母の膝下に、良民となるに適當なる、教養を受けたらんに、若し彼等が上帝の法律及び其照覽等を、心に留めて成育したらんに、若し又た彼等が、正直なる家業の道を、心得居りたらんに、彼等は今日我等が常に街路に於て散見するが如く、身軀と云ひ、心意と云ひ、言辭と云ひ、斯程迄に零落し果つるには、及ばざりしなる可し。父母、教師、牧師等が、彼等を忠實に愛し導き、又たは立法、行政の目的が、金錢を主眼として立てられざりしならば、假令一部分の者は、如何とも爲す能はざるも、其大多數は今日の逆境に、沈淪するの不幸を見ざりしならん。

無賴漢も惡黨も、元は無邪氣の小童にて、墮落の不運は境遇の結果にて



ありたるなり。

吾人之れを聞く、政治社會の老将として、全世界に其名を轟かせる、ウヰリヤム、イワルド、クラ、ドストロフは、少年の頃非常に法教師たらんとを、熱望したりしと雖ども、氏の父は彼を政治家たらしめんと欲して、彼を教養したりしかば、氏は遂に今日あるを致たし、宗教界の偉人マンニンクは、自から政治家たらんとを望みしと雖ども、父は彼をして、教役者たらしめんと欲し、其方針を以て彼を教育したりしかば、遂に彼は法王の副將として、英名を一世に輝かすに至れりと云ふ。以て境遇が如何に人心を陶冶し、人物を變形するかを知る可し。人は曰ふ、習慣は第二の天性なりと、誰れか其眞を疑ふ者ぞ。

一、家庭と罪

經に曰く「善き樹は善き果を結び、悪しき樹は悪しき果を結ぶ」と、善良なる家庭は、善良の民を造り、醜惡なる家庭は、醜惡の人を出だす。之れを水に譬ふれば、家庭は恰も源泉の如し、本源清からざれば、末流遂に澄む能はず。

清らかなる家庭に生れたる者は、清らかなる人となり、濁りたる家庭に生れし者は、姦曲なる人となる。温和なる家庭は、寛雅なる人を造り、酷薄なる家庭は、殘忍なる人を造るなり。小兒は摸倣を好む而して、其最も好む所は、父母の言行を摸倣するにあり。故に父母の言語行為にして、粗暴非禮ならんか、其兒童たる者の言行は、即ち野鄙亂雜に流れ、遂に慣ひ性となりて、非禮の人となるに至る。之れに反して、父母たる者の言語行為にして、謹嚴方正ならんか、其兒童は又た不知／＼の内に、之れを摸倣し



之れに感化せられて、遂に嚴正謹直なる、一箇の君子人とは成るを得るなり。

人は曰ふ、犯罪者の多くは、幼にして父母を失なひたる孤兒、或は殘酷なる繼父母の手に養育せられ、若しくは冷々たる他人の家に人と成り、温和なる家庭の眞味を知り得ざりし、薄命兒の成れの果てなりと、之れ一般の信仰なり。而して之れを統計に徴し、吾人は右の信仰が全然誤謬なきものたるを知るを得たり。左に掲ぐる一表は、明治二十一年より同二十五年に至る、五ヶ年間に於ける、懲治場新入者の、養育の有様を分類し、併せて其割合を示めするものなり。

生 育	明治廿五年	同廿四年	同廿三年	同廿二年	同廿一年	五ヶ年平均	百分比例
實父母の手にて	七七六	六六二	五七六	三七八	三五四	五四九	七四
養父母又は繼父母の手にて	四五	七六	九〇	六八	二九	六二	八

親屬の手にて	他人の手にて	教育所にて	不詳	合計
一〇三	六〇	七		九九一
一〇九	六七	四		九二八
一〇二	三三	一		八〇二
七三	三二			五五二
五九	二六	一		四六九
八九	四四	〇	二	七四六
一三	六			一〇〇

右の表に依て見れば、懲治場新入者の内、仁慈なる實父母の膝下に、温かき家庭の空氣を呼吸して、和氣洋々の内に成育するの幸福を、享け得ざりし薄命兒は、總員中の二割六分即ち百分の二十六を占め居り、固より彼等犯人の實數は、實父母の手にて養育せられたる者、其多きに居れりと雖ども、此は世上丁年未滿の年少者にして、實父母の膝下に養育せられざる者は、殆ど稀なる事にて、比較上非常に僅少なる可き、實父母の手を離れたる薄命兒の割合が、全數の二割六分に在るは、實際犯罪上の比重が、實父母の養育を受けたる者に比して、非常に高度なるを、證



據立つるものと云はざる可からず。

吾人屢々世の所謂「繼子」てふ、薄命の兒を見るに、何となく其容貌に、一種の定相を有し、就中眼中には、謂ひ難き悲愴の色ありて、泣くが如く笑ふが如く、怒るが如く嘲けるが如く、悲しむが如く訴ふるが如く、凝視するが如く反目するが如く、或は恍然或は悵然、見る者をして、思はず慄然として、面を掩はしむるものあるを認む。若し夫れ相貌を以て、心意の確實なる表顯なりとすれば、吾人は此等の薄命兒が、其將來に於て、多くは罪惡の犠牲と成り終はるの、眞に據るなきを悲まざるばあらざるなり。

友人某氏、身聖職を奉じて千葉縣に在り、一日上京の砌、愁然として著者に語て曰く、「數日前の事なりき、余は道を傳へんが爲め、村民某を其家に訪へり、左れど某は其屢々余の爲めに、勸誘せらるゝを厭ひたるが、明白地に謝絶するの勇氣なき爲め、其少女をして不在なりと詐はり、余を謝

さしめたり。余は此の無邪氣にして、花の如く清らかなる少女の將來が、憐れにも無慈悲なる父の爲めに阻はれて、遂には詐りの人と成り果つ可きを、切に哀傷す」と、誠とや此の如き家庭に、成育したる兒童の將來には、如何に慘憺たる光景の、描出せらる可きものにてあるよ。

卑陋醜穢なる家庭は、其子女を姦淫に導き、無恥貪婪の家庭は、其子女を偷盜に誘、警しめざる可けんや。



## 二、教育と罪

カント曰く「教育とは人の性能を、至完至美の域に發達せしむるの謂なり」と、旨言と謂つ可し。吾人は食はんが爲めに、生活するに非ず、又た生活其自身が、生活の目的にも非ず、吾人は發達せんが爲めに、生活するものなり、人生究極の目的は、何ぞやと問はれ、吾人が天より稟けたる智徳を、十二分に發達せしめ、以て各自完全なる人となるに在りと、答へずんばある可からず、然り而して此發達を完成せしむるの手段を、教育とは稱するものにして、校堂に於て學習する課業のみが、決して教育には非ざるなり。

此意味を以て教育を解すれば、宇宙は即ち學校にして、青山も流水も、照る月も降る雪も、咲く花も鳴く鳥も、總て物として吾人を導く、教育者ならざるはなし、天を仰では神明に交はり、書に對しては古人と語る、之

れ最良の修練なり、是れを廣義に於けるの教育となす。

教育と犯罪との關係は如何、詳言すれば、教育ある者と教育なき者と、孰れか多く犯罪に傾くや、吾人若し教育なる語を前述の如く、廣義を以て解する時は、吾人は躊躇するとなく、發達の道途に於て、完全てふ理想に、より多く近づき居る者は、より少なく近づき居る者に比すれば、犯罪の傾向を有すると少なきとを、斷言せざんばある可からず、何となれば智徳の開發優れたる者は、其劣りたる者に比すれば、事物の利害得喪を辨識し、併せて倫理道德を實踐躬行するの意志、頗ぶる強大なるとは、之れ疑を容れざる、明々白々の事實にてあればなり。

左れと吾人が茲に論ぜんと欲する教育は、決して此の如き廣義に於けるの教育を指すものに非ずして、最も狭き意味の教育に在り、即ち教育と犯罪との關係なる語は、智識ある者と智識なき者と、孰れか罪を犯す



者多きや、尙ほ容易く換言すれば、文字ある者と文字なき者と、孰れか犯罪者を出だすと多きやと云ふに過ぎず。

此問題に對して世人の意見は、悉く相吻合するが如し、曰く「彼等は無智の蒙民なるが故に、罪を犯かせり」曰く「目に一丁字なき者は、兎角に罪を犯かす」と、而して彼等は皆だに、想像を以て臆断するに止まらず、事實に訴て煩ふる熱心に、其説の誤謬ならざるを主張せり。彼等が辨證の基礎として携ふる所の、唯一の武器は、即ち統計にして、之れ普通の俗論家の眼には、神聖にして且つ侮かす可からざる、活證據の如くに見ゆるものなり。

當今の時代程、統計の優待好遇せられたる事は、あらず、政事家と云ひ社會論者と云ひ、教育家と云ひ、實業者と云ひ、苟も彼等にして、一言の述ぶるあらんとするか、彼等は是非共、統計的事實を叙列して、自己の論據を

構成せざる可からず、事實は此の如き證明を與ふ、故に本論の歸趣は、此の如くならざる可からずとは、之れ論者が常に服膺せざる可からざるの、公式なりとす。今日は早や演繹的の推論に、満足する時代に非ずして、事々物々歸納的の證明を要むるの時代なり、故に大にしては各種の洪翰なる著作より、小にしては諸般の雜誌日刊新聞等に至る迄で、苟も稗史小説等に非ざる限りは、一として統計の引用せられざる區域なく、其調査の精確なると否とは、姑らく措て問はず、唯だ統計とし云へば、恰かも連城の壁の如く、貴重せらるゝの有様とはなれり。統計固より貴重す可し、統計固より論證の基礎として、用ひられざる可からず、然りと雖ども、之れを譬ふれば、統計は恰かも、干將莫耶の劍の如し、蓋し最銳の利器なり、故に名手若し之れを執らば、秋水一閃、鐵尙ほ容易く斷つ可きのみ、左れど凡手にして若し之れを振は、敵を切るの利器は寧ろ却て、



自己を害ふの兇刃となる可し。教育は犯罪を減ずるの効力ありと信ずる論者は、果して統計を利用したる者と云ふを得べきか、吾人惑ふ。然り而して論者が自己の金城鐵壁として恃む所の證據は、實に左の一表に掲ぐる統計に在りとす。

	重罪被告人教育の有無百分比例							
	明治廿年	同廿一年	同廿二年	平均	明治廿三年	同廿四年	同廿五年	平均
文字を知る	61.3	57.7	50.0	50.0	51.2	50.0	53.3	51.3
文字を知らず	38.7	42.3	50.0	50.0	48.8	50.0	46.7	48.7
合計	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00

論者曰く『明治二十年より同二十二年に至る、三ヶ年間に於ける被告人

中、文字を知る者の割合は、六十人五七なりしと雖ども、降て同二十三年より二十五年に及ぶ、三ヶ年間の平均は、五十六人六二に減少せり、然るに之れに反して、文字を知らざる者は、前の三ヶ年間に平均三十八人三七なりしも、後の三ヶ年には平均四十一人三三に増加せり。之れ疑もなく文字ある者は犯罪に遠ざかり、文字なき者は犯罪に近づくの證據ならずや』と。

右は教育は犯罪を減少するの効力ありと、盲信する論者達が一整に提供する所の證據にてあるなり。左れど吾人は爾か信ずる能はず。古人も『悉く書を信ぜば、書なきに如かず』とは云ひき。若し前表の計數を一見したるのみにて、直ちに之れ犯罪と教育との關係の真相なりと斷言するに至ては、吾人は寧ろ統計の爲めに、悲しまざるを得ざるなり。吾人の考に依れば、文字ある犯罪者の逐年減少するは、固より事實に相違なしと



雖ども、之れ決して彼等が有意的に、罪惡より遠ざかりたるの結果には非ずして、全く狡智を以て巧みに、法網を免かるゝの結果なりとす。之れに反して文字なき者の犯罪が、漸次増加するは、決して彼等の道德心が文字ある者に比して、低きが故にてはなく、目に一丁字なきの悲しきには、法文に對しても、其一條一項だも讀むと能はず、之れを聞きて尙ほ解すると能はざるが爲め、假令如何なる行爲は、如何なる豫備の行爲の、存在するに非ざれば、罪を成さずと云ふが如き、迷路を知らざるが故に、充分に湮滅し得べき證據も、之れを湮滅するを爲さざる等、拙なくも法網に罹かりて、縲紲の苦辱を受くるに由るものなり。即ち前者は上手に罪を犯かす故に、罰を受くる者少なく、後者は下手に罪を犯かす故に、罰を受くる者多きなり。事實の真相は之れのみ、豈に他あらんや。

若し論者の説を是なりとせば、政府は須らく警察官をして、國中の無教

育者を容赦なく、片端より捕縛せしめ、監獄を校舎に代へて、之れに普通の讀書筆方を授くるを要す、何となれば之れ犯罪を豫防する、最良の便法なればなり。

過去と現在と恐らくは又た未來とを通じて、實踐道德の問題中至難の點は、善の爲す可く惡の棄つ可き所以を、知らしむるとに非ずして、如何にせば善を實行せしむるを得べきやに在りとす。

ソクラテス曰く『人善の善たるを知らば、之れを行なはざる者なかる可し』と、之れソクラテス其人の如き君子人にして、始めて然かるを得べし、未だ功利に汲々たる小人輩の、敢て能くし得べき所には非ざるなり。故に曰く、單に文字のみの教育は犯罪を助くるの虞ありとするも、決して犯罪を防遏するの効力なしと、之れ吾人の信ずる所なり。



三、交友と罪

古人曰く、大凡君子與君子以同道爲朋』と、然り君子は義を以て交はり、小人は利を以て集まる、故に前者は他を益せんが爲めに力め、後者は自を利せんが爲めに忙はし、徳義漸く地を拂ふて、交友の道茲に廢たれたるや久矣、今の世や管仲鮑叔遂に復た見る可からざるか。  
詩人泣て而して歌ふて曰く

いつはりのなき世なりせばいかばかり

人の言の葉嬉れしからまし

世人よ爾は何が故に笑ふか、何が故に泣くか、又た何が故に怒り、何が故に慨するぞ、爾が泣くは、恤みを受けんとするの下心にして、爾が笑ふは、柔和らしく見せかけんが爲めに非ざるか、其慨するは、己が高潔を衒はんとするの詐術にして、其怒るは、陽はに濁世を憂ふるの狂言には非ざ

るか、然り彼等は欺かんが爲めに語り、欺かんが爲めに泣き且つ笑ふなり、其威儀を整ふるは、人目を眩まさんが爲めにして、慈善を施すは、新聞紙上に其名を廣告せられんを望みてなり。

何時の世を論ぜずして、人世の行路難は、山に非ず水に非ず、反覆常なき人情に在りとかや、利を以てすれば、仇敵も親友となり、親友も仇敵となる、蓋し小人の常態なり。

人を獲んどせば、先づ馬を射るに若かず、人物を評せんと欲せば、先づ其交はる所の友を見るに若かず、同類相集るは、同氣相求むればなり。

好漢雲井龍雄賦して曰く、『駿之山兮參之水、英雄起處地形好』と、天地山川の人を造る、蓋し驚く可きものあるなり、左ればにや山秀で水清き金剛山の麓には忠誠無比の楠廷尉を出だし、山河幽靜のエクレンフェチヤンには、正義の豫言者トマス、カルライルを起こせしなり、然り地形は人性



を造る強大の勢力なり、左れど交友の感化力の、一層強大なるには若かず。大聖孔子曾て門下二高足の將來を卜して曰く『吾死後商や日に益さん賜や日に損せん』と、己れより優れる友を持つ者は、益々進み、己れに若かざる人を友とする者は、愈々下たる。况や悪友に於てや。孟母三遷の故事も、亦た交はりを撰びてなり。

曾てボルミンガムに開かれたる、社會學協會の大會に於て、學士、ザ、レブ、レンド、エチ、エル、エリヨットは、其が苦心せる觀察の結果として、自家の編纂に係る左の一表を提出せり。彼は犯罪の原因を九項に分ち、各其割合を示めし、以て勢力の強弱を明らかにしたり。

初犯の原因	男	女	計
一、悪友	二九四	五七	三五一

合計	七八五	二二五	一、〇〇〇
二、飲酒	一六九	三六	二〇五
三、惡性	五八	三八	九六
四、出來心	六八	九	七七
五、訓誨の欠乏	四九	一八	六七
六、貧乏	三六	一六	五二
七、敗徳、放恣	一六	二三	三九
八、無能、病身	九	二	一一
九、其他	八六	一六	一〇二

前表を見る者、誰れか悪友の及ぼせる感化が、如何に恐る可きものにてあるかを驚かざるものあらんや。

而してエリヨットは之れに説明を下だして曰く『悪友は犯罪——特に重罪の原因なり、職業的盜賊の大多數は、大抵幼時より犯罪の道途に、足



を陥み入れたるものにて、其原因は決して饑渴に迫まりたるにてもなく、特に心の不正なるが爲めにてもなく、又た或る道義の途を踐み違へたる故にてもなく、單に曲惡なる實例の感化を受けたるが爲めのみ。即ち罪惡に於ける直接の教授により、彼等が自己の左手と右手とを辛ふじて、識別し能ふ程の年頃より、罪を似ね罪に染められたるなり。余の試験せし一千人の囚人中、三百九十五人は、彼等が十三歳より十九歳に至る年齢中に、罪を犯かしたるものにて、然かも其因由は全く、年長者及び交友の惡例に導かれたるものにてありき」と。

郷に入ては郷に従はざる可からず、凡そ一の社會に身を投ずる者、其社會の氣風と嗜好とに同化せらるればよし、否ざれば彼は余儀なく、其社會の外に脱せざるを得ざるなり。猶々たる毀譽褒貶を度外に措き、滔々たる流俗に逆ふて、一世に掉さしんと欲する者は、須らく確乎たる信仰

と、卓拔なる勇氣とを持するを要す。

白雲青山の仙境に、身を脱がれたる世捨人は、必ずしも確信の人なるか、舉世濁れるを嘆じて、汨羅の深淵に身を投じたる三閭大夫は、果たして眞勇の士と稱す可きか、曰く否。大聖は市に隱る、何となれば彼は、世を脱がれ捨つる程に、心寂しき者に非ざればなり。聖人は愚なるが如し、何となれば彼の心は、世俗の褒貶に介意する程に、狹且つ小ならざればなり。昔はナザレの聖者、世を塵きて曰く「我は税吏と罪人の友なり」と、保羅も亦た「コリントの民に告げて『われ爾等に評られ、或は人に評らるゝとを、最も細事となす』と云へり。前者は博愛多情の人にして、後者は之れ毅然眞勇の士に非ざるか。

世は濁れり、世人は醉へり、義士仁人を以て彼等を待つ、抑も亦た誤まれり、屈原猶ほ見る可からず、何ぞ况や保羅もや。人は饑えたる獅子の如く、



吼え啼けりて呑む可きものを求む、左れど彼等は又た綿羊の衣を被りたる狼なり、巧言以て人を迎へ、温容以て客を待つ、世故に長けざる年少の男女、いかで其恐る可きを知らんや。

ソロモンソロモンの云ひけん如く『明白に隠むるは、秘かに愛するに愈さる』なり、然りと雖ども、悪友の甘きとは蜜の如く、良友の苦きとは藥の如し、後者は時に鞭うち、前者は常に接吻す、年少の墮落豈に故なしとせんや。

吾人曾て『ドクトル』ストーカルの『四人の人』を見たり、彼れ『誘惑論』中に述べて曰く『人一度墮落する時は、又た他人をして墮落せしめんと欲す、此の中自から満足あるなり、既に染まりたる靈魂は、未だ染まらざる靈魂を嫉む、彼等は惡を爲さざれば眠らず、他を墮落せしめざる以上は、其眠り成らざるなり、思ふに他人をして己れの如き、惡人たらしむるを樂しむと程、兇惡なるとはあらじ、讀者未だ曾て之れを見しとあらざるか、諸

君は新來者の愚直を笑ひ、己が惡事を見習らはせて、之れを墮落せしむる、惡人原を見しとあらざるか、而して彼等の意を達するや、其墮落を喜ぶと、恰かも大勝利を得たるものゝ如し、人間は斯くも腐敗し果つるものなるか』と、實に氏は經驗の人なる哉。

吾人つらく世の所謂窮民の兒童を見るに、蓋し傷に堪えざるものあるなり、父母たる者が彼等の行爲を注意し導くとなきは云ふ迄もなく、且つ彼等は幼時より袖乞の義務を帯びて、常に街衢に迂路つき、日毎に其交はる所は、同じ運命の少年にて、語る所は施物の多寡、争ふ所は分配の割合、樂しむ所は半碗の冷飯、誇る所は不時の拾得、彼等の常態豈に見るに忍びんや、墮落する者は益々墮落して、且つ人を墮落せしめ、腐敗する者は愈々腐敗して、更に他を腐敗せしむ、彼等の状態豈に語るに忍びんや。



犯罪と交友との關係、蓋し明白なるものにてあるなり。

#### 四、飲酒と罪

夏史に記す「禹時儀狄作酒、禹飲而甘之、遂疏儀狄、曰後世必有以酒亡國者」と、飲酒必ずしも犯罪の原因に非ずと雖ども、社會に現はるゝ犯罪の多くが、醉漢に依て犯かざるゝとは、實に明白の事實なり。

學士エリヨットの經驗に依れば、彼が調査せし一千人の犯人中、飲酒の犠牲となりて、法網に罹かりし者は、實に二百零五人にてありし。然り而して此は單に初犯の原因に就て、説明を爲したるに過ぎざれば、此の初犯者が獄中の惡感化を受けて、遂に累犯者となるに至る者は、實に數ふ可からざるものあるを信ず。

「ザ、レ、ブ、レ、ン、ド」ダブリウ、シェー、ホルスレーの語る所に依れば、クラーク、ソウエル監獄に於ける牢舎の壁上の所々に、左の如き文字の記るされたるを見たりと云ふ。蓋し過を悔ひたる囚人等が、同じ運命の友を戒む



る爲め、出獄の際遺とし置きたる、眞心よりの贈物にてありけるとぞ。

『酒舗に立ち寄る勿れ』

『余は今出獄す、皆の衆左らば、吳々も酒は斷つ可きぞ』

『余の忠告を受けよ、酒を斷て、酒の爲めに零落して、遂に此の淺ましき有様と成り果てたる余が身の上は、實に善き手本ならずや』

『天地の神も照覽あれ、余は復たど再び酒器に觸れざるを誓ふ』

『思へば情けなし、半「パイント」の「ウスケ」は二年の苦役の種子とはなりぬ』

氏又た其著書中に曰く、『木曜及び金曜の兩日は、他日に比して犯罪の數甚だ少なし、之れ蓋し週末に在ては、前週に受取りたる給金は、大抵遣ひ盡して、囊中軽く従つて飲酒の量減少するが爲めなり』と。氏の考へに依れば、犯罪者の總員中七割五分即ち四分の三は、其犯罪の原因を、飲酒に

歸せしむるを得べしと。而して『社會の難船』の著者として有名なる、フランシス、ピークの抱持する意見が、如何にホルズレーの斷案と符合し居るや、苟も彼の著書を一讀したる人士の、明かに認知する所なりとす。夏は居酒屋の正月にして、又た犯罪の好期節なり。殺人罪の如き、猥褻強姦の罪の如き、私通、發狂、自殺の如き、之れ皆な夏季に於て、最も多く犯さるゝ所の罪業にてあるなり。何故に夏は多數の犯罪(但し財産に對する罪は冬に多し)を出だすか、之れを説明せんと欲せば、須らく夏時に於ける勞働社會の、莫大なる酒類の消靡は、如何なる結果を持ち來するものなるかを、想はずんばある可からず。

『監獄の音信』の著者は曰く

“Crime is estival because there is more intemperance in the summer than in the winter.”



と、頗る吾人の意を得たるものあり。  
 然りと雖ども吾人は必ずしも夏季に於ける犯罪が、獨り飲酒の結果のみに在りと、斷言するを要せず。即ち吾人の目的は單に、夏時に於て或る犯罪者の數を暴増せしむる、最強の原因は、確かに酒類消費の増加に在るとを、覺知せしむるを以て満足するものなり。  
 萬國衛生及統計會議の議員「ドクトル」レフエンゲルの著書に依れば、千八百七十八年より同八十七年に至る十ヶ年間、英克蘭及び威爾斯に於て起りたる、謀殺罪(未遂犯とも)の四季別割合は實に左の如し。

一、二月及三月	犯 罪 の 實 數		百 分 比 例	
	自七十八年(前五年)至八十二年	自八十年(後五年)至八十四年	十ヶ年平均	十ヶ年平均
四二二	四五一	八六三	二二	二三
				二三

二、四月、五月及六月 三、七月、八月及九月 (夏季) 四、十月、十一月、及十二月	犯 罪 の 實 數		百 分 比 例	
	自七十八年(前五年)至八十二年	自八十年(後五年)至八十四年	十ヶ年平均	十ヶ年平均
四九一	五〇六	九九七	二五	二五
五六六	五六七	一八一三	二九	二八
四八八	四六九	九五七	二五	二四
				二五
合計	一、九五七	三、九五〇	一〇〇	一〇〇

又た氏の調査に依れば、同じ十ヶ年間に於て該國に起りたる、性類的情慾に關する犯罪即ち猥褻、強姦等の罪は、次に示すが如し。

一、一月、二月及三月 二、四月、五月及六月 三、七月、八月及九月 (夏季) 四、十月、十一月、及十二月	犯 罪 の 實 數		百 分 比 例	
	自七十八年(前五年)至八十二年	自八十年(後五年)至八十四年	十ヶ年平均	十ヶ年平均
六一一	八六六	一、四七七	二〇	一八
八六六	一、三五九	二、二二五	二八	二八
九八七	一、五五六	二、五四三	三三	三三
五九九	一、〇五三	一、六五二	二〇	二二
合計	三、〇六三	四、八三四	一〇〇	一〇〇



前二表は兩ながら、犯罪に及ぼせる氣候の勢力を、明瞭に示すものなりと雖ども、就中第二表の如きは、最も善く其影響の力を説明せり。勿論四季の區域を嚴密に分類せんと欲せば、三、四、五の三ヶ月を以て春とし、六、七、八の三ヶ月を以て夏とし、九、十、十一の三ヶ月を以て秋とし、十二、一、二の三ヶ月を冬と定むるを要すと雖ども、前二表の區別に依ても尙ほ明かに氣候と犯罪とが如何に密着なる關係を保ち居るかを窺ひ知るを得べし。然り而して此は唯だ、大氣の温度が高まりたるが故に、犯罪の増加したるには非ずして、多量の酒類が消靡せらるゝが爲めに、此の結果を現出したるものにて、即ち沈酔の餘、云ふに足らざる原因より、争鬪を起し怨恨を結び、或は禽獸的情慾の勃發に驅られて、他性に對して狂暴なる行爲を犯かす等種々の非行を醸成するが故なり。又た茲に着目すべき事は、千八百七十八年より同八十二年に至る、前五ヶ年間の犯罪實

數と、同八十三年より八十七年に至る、後五ヶ年の該數とを比較して、謀殺罪の増加よりも、姦淫罪の増加が非常に著大なるの一事なり。而して其因由の如きは、毫も本論に關係する所なきが如しと雖ども、少なくとも吾人が一考を値するの問題なるを以て、敢て茲に附記して、聊か讀者の注意を促す。

又た佛人教授ラ、カッサーニエの『カランドリエー、クリミチール』に依れば、千八百二十七年より同七十年に至る、四十三ヶ年間に起りたる犯罪を、各十二ヶ月に平均し、而して其各月に於ける最も巨多なる犯罪の種類を掲ぐれば、實に左の如しと云ふ。

月	主なる犯罪
一月	殺見、尊屬殺害
二月	殺見、謀殺



三月	殺見、墮胎
春 四月	毒殺、殺見
五月	毒殺、大人強姦
夏 六月	幼者強姦、大人強姦
七月	幼者強姦、大人強姦
八月	幼者強姦、故殺
秋 九月	歐打創傷、兇徒囁聚
十月	尊屬殺害、故殺
十一月	謀殺、創傷致死
冬 十二月	毒殺、謀殺

ラ、カ、サ、イ、ユは之れに附記して曰く「強姦の罪、特に幼者に對する強姦の罪は、生殖力の最も強盛なる、五、六、七及び八月の四ヶ月間にして、其

三月、四月及五月 (春)	佛 蘭 西	三三二	二九八	三一五	三四一
六月、七月及八月 (夏)	諸	三二四	三二二	三三八	三〇四
九月、十月及十一月 (秋)	威 瑞	二七五	二九二	二七五	二五三
十二月、一月及二月 (冬)	典 和	二八〇	二九八	二七二	三〇二
	蘭				

勢力は大にアルコホールの刺戟に支配せらるゝものなり」と又た曰く「十一月に於て謀殺罪の最も多きは、新釀葡萄酒の影響と云ふを得べし」と以て佛國に於ける飲酒と犯罪との關係が如何に充分に説き盡くされ居るかを知るに足る可し。又た「ドクトル」ペルチヨンの調査に依れば、大陸諸國に於ける毎千二百の私生兒の受胎期、出産は生理的の結果にして、不正の受胎は道德的の結果なれば、吾人は必要上茲に受胎期を探るは左に示めすが如し。



佛	蘭	西	諾	威	瑞	典	和	蘭
合	計	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100

右の表を見るに、和蘭を除くの外他は凡て夏季に於て最も多く受胎したるものにて、同じく其原因は大にアルコール的の刺激に支配せられたるものなり(但し公生見の受胎は、春を以て最も盛なる時期とす)。其他自殺及び發狂等を始めとして、一切の不吉なる現象は、悉く皆な飲酒と相關聯し居らざるものなく、『二升にして酒人を呑み、半生にして酒家産を呑み、終生にして酒子孫を呑む』と云ひけん古人の語も、又た今更の如くに思ひ起こさるゝを覺ふ。

吾人は曩に夏は居酒屋の正月なりと云へり、何故に然るか。今吾人は本項を結ぶに當り、聊か其理由を説明せんと欲す。元來社會の大多數は、下

層人民即ち勞働者より成立するものにして、彼等が幸福上の満干は、即ち國民全軀の幸福上の満干を意味するものなり。一國に於ける出産割合の大小、結婚數の多寡等は、取りも直ほさず彼等勞働者の社會に於ける、員數割合の大小多寡に外ならずして、前者の一進一退は後者の一進一退に依て、左右せらるゝものにてあるなり。

食品の價格騰貴して、自殺、離婚等の増加を來たし、商勢不振にして金融逼迫の時に、結婚數に著しき減退を現はすは、皆な此れ下層社會が、其頭上に直接に被らさるゝ痛痒の結果に在りとす。

斯の如く政治的に最も少なき權力を有する下層民は、社會的に最も大なる勢力を有す。故に社會探檢者の眼中に映ずる所は、唯だ一の下層社會あるのみにして、中層以上の富有者は僅かに或場合を除くの外は、恰も猫尾と一般、毫末の價值をも有せざるが如くに見ゆ。



彼等は社會の多數なり、故に彼等左すれば、社會も亦た之れに引かれて左し、彼等右すれば、社會も亦た彼等を追て右す。然り彼等は社會の最強勢力なり、左れど彼等は又た「ドクトルスマイルス」の云ひけん如く、手より口に食する人民にて、窮すれば容易く亂するの民にてあるなり。彼等の樂む所は口腹の慾にして、勤勉蓄積の精神の如きは、白晝の星光と一般、殆ど皆無の有様なり。

地獄と極樂は、彼等に對しては、空間的よりも寧ろ時間的に存す。即ち夏は彼等の極樂にして、冬は彼等の地獄なり。

一片の葛衣數斤の鹽噌、彼等は之れを以て安らかに、夏の日を過すとすを得るなり、故に囊中多少の餘錢あるを常とす。之れに反して冬季に至ては、一片の葛衣能く其軀温を保つに足らず、破れたりとも綿袍數枚を置ねざる可からず、食餌の如きも夏に比すれば、之れを多量に喫せざる

可からず、燃料も多く費靡せざる可からず、障子も貼り更へざる可からず、寢具も整へざる可からず。此の如くにして彼等は如何で、收得の剩餘を囊底に止むるとを得んや、老は寒を訴へ、少は饑に泣く、冬は實に彼等の地獄なり。

彼等既に蓄積心に乏し、故に夏季の剩餘も尙ほ之れを不時の準備として、匣底に藏し置くの覺悟なく、餘錢あれば直ちに之れを残りなく酒舗に運こび、以て半宵の沈湎を買ふ。而して其結果として生ずる所のものは、身軀に對する諸々の犯罪にして、而かも最も忌む可く、最も惡む可き種類のものにてあるなり。

斯く吾人は何故に夏が居酒屋の正月にして、また犯罪の好季なるかを、右の數言に依り充分説明し得たりと信ずるを以て、今茲に本題と訣別し、次項犯罪と貧富の關係に就て、又た聊か一考察の勞を取らんと欲す。



## 五、貧富と罪

『倉廩實而知禮節、衣食足而知榮辱』とは、之れ千古の格言にして、『無恒産者無恒心』と云ふも、亦た同じ意を云ひ顯はせしものに非ざらんや。昔者管仲身窮而して斷金の友、鮑叔を欺き以て自からを利せり、君子猶ほ此の如し、況んや管仲たらざる者をや。

チャールズ、キンズメンは、近代に於ける英國文學界の巨人なり、彼思へらく罪は境遇の結果にして、自重の念、節操の徳は、到底窮民社會の保有し得べきものに非ざり、即ち嘆じ且つ歌ふて曰く

“ We quarrelled like brutes, and who wonders ?

What self-respect could we keep

Worse housed than your hawks and your pointers,

Worse fed than your hogs and your sheep ?

悲愴の調、人をして思はず、暗涙に咽ばしむ。

金殿玉樓の公子之れ何人ぞ、翠帳紅圍の佳人之れ何者ぞ、飽食暖衣逸居して爲すなきは、彼等の多くなり、玉を炊ぎ錦を重ね、浮華と虚榮に一生を委する者は、彼等の多くなり、禽爲獸行、彼等豈に之れなしとせんや、而かも尙ほ貴紳を以て任じ、上流を以て目ざる、所以のもの、一に黄白の餘光に依るものとす。彼等は恣に亂す、左れど其亂するは窮して亂するに非ず、満ち足りて而して亂するなり、故に亂尙ほ盜に及ばず、蓋し其必要なければなり。是を以て道德上の賊子なる彼等は、同時に於て法律上

“ Our daughters, with base-horn babies,

Have wandered away in their shame ;

If your misses had slept, Squire, where they did,

Your daughters might do the same !”



の良民たり。

陋巷の餓民、之れ何者ぞ、菜色の野人之れ何人ぞ、住ふに家らしき家なく、被るに衣らしき衣なく、額に汗して尙ほ三食に飽く能はざる者は彼等なり。彼等は元來無邪氣の小民のみ、其常業に安んずるに當てや、彼等は能く己が有てる所に満足し、一簞の食一瓢の飲尙ほ鼓腹して太平を謳歌す。左れど彼等はまた危き地位に立てる人民なり、一朝其常業に離れ、糊口の途に窮するに當てや、彼等は躊躇するとなく、竊取し且つ奪奪す。道義の眼を以てすれば、前記の富有者と價值の上に於て、毫も釋む所なき此小民も、是に於てか社會の罪人てふ恐ろしき惡名の下に、鞭撻せられ、虐使せられ、若しくは鐵窓の下、暗黒の内に、呻吟懊惱するの運命を持たざる可からざるに至る。

或意味よりすれば、彼等が罪を犯かすは、決して彼等自身の罪には非ず

して、全く境遇の罪と云ふを得べし、境遇とは何ぞ、曰く恒の産なきを云ふ、若し彼等をして苟くも恒の産あらしめば、彼等も亦た容易に、各々一箇の良民たるを得る者なり。

昔は孟軻齊の宣王に謂て曰く、『苟無恒心、放辟邪侈、無不爲已、及陷於罪、然後從而刑之、是罔民也』と、貧者が盜するは貧なるが爲めのみ、偷む可きか死す可きか、之れ彼等が是非共、其一を擇みて取らずんばある可からざるの道なりとす、刑辟恐る可きか死恐る可きか、之れ彼等が即坐に解釋せざる可からざるの問題なり、賢とき驕人は又た曰く、『無恒産而有恒心者、惟士爲能』と、誠とや唯だ士のみ之れを能くす、餓して尙ほ不義の粟を食まざる者は、之れ實に伯夷の徒のみ、未だ碌々たる小民輩の、敢て能くし得べき所に非ざるなり、是に於てか彼等は滔々相率ひて罪に投ず悲に堪ゆ可けんや、故人北村透谷は多涙の人なり、彼れ貧家の状態を寫し



て曰く

……天寒むく雪降れるに、暖かき火を圍みて顔色ある者幾家  
 かある、彼等が歸り來たれる主人公を、慰めんがために供ふるの肉幾  
 片かある、妙齡の少女類に紅ひなく、幼少の兒童手に讀本なくして、路  
 傍に彷徨する者の數算ふ可きや、母病めるも兒は家に在りて看護す  
 る能はず、出で、其日の職業を勉むれども、醫藥を買ふの餘錢なし；

……  
 彼等は實に醫藥を買ふの餘錢なし、彼等は盜まざれば死せざる可から  
 ず、故に醫藥を得んが爲めに盜むのみ、何の不思議か之れあらんや。縱し  
 其罪は悪む可しとするも、其人を惡まざるは古人の心なり、吾人は彼の  
 彼處刑者とさへ云へば、之れを疾視し擯斥し、一語を交はさず、屑よし  
 とせざるが如き、世の多くの偽君子を見る毎に、常に奇怪の念に堪えざ

るなり。眞齋閑話に云ふ「貴賤上下共に財用窮すれば、萬事差支ありて損  
 すると多し、此故に學者經濟を宜しくするを先とすべし、生計足らざれ  
 ば利を貪ぼりて、仁義禮智信の心を失ふ」と。財用窮して、仁義の心を滅す  
 るは、貴賤上下を推しなべての態にして、皆だに下層の小民のみには非  
 ざるなり。心斯に在らざれば、見れども見えず聞けども聞へず、食らへど  
 も其の味を知らずとかや、貧者の心は既に飲食にありて、仁義に在らず、  
 利に在りて而して禮に在らず、焉んぞまた智と信とに在ることを得ん  
 や。

彼等元より盜犯の曲事たることを知り、詐はりの罪たることを知るなり、左  
 れど彼等は又た病瘵に呻ひめく妻と、饑寒に叫ぶ老幼とを如何とかせ  
 ん。家に留て病床に患者を見んか、老と幼との餓ゆるを如何せん、出で、  
 一日の食を稼がんか、病妻の藥餌を如何せん、偷まんか罰あり、盜まざら



んか死を免かれず、茲に於てか彼等は實に窮せりと云ふ可し。  
 死か苦役、辱か生命、今や彼等は是非共此等の一を、支拂はざる可からざるの瞬間に迫まれり。曲を避け義を守る可きか、辱を棄てて死に就く可きか。然りと雖ども此は益なき詮索のみ。何となれば彼等の心は既に斯に在らざればなり。彼等は單に食はんが爲めに生活す、榮と辱、義と不義、此は彼等に取りては、一箇の閑問題たるに過ぎざるのみ。焉んぞまた頓着するの暇あらんや。

あそろしき地獄の咄きくよりも

唯だ借錢と米櫃の音

とは、よくも彼等の心狀を云ひ盡くせる語なる哉。

彼等は現在主義の人なり、明日の百兩は今日の一兩に若かず、刑辟恐れざるに非ず、然れども目前の饑渴を如何、未來の應報思はざるに非ず、左

れど現在の地獄を如何、彼等が罪を犯かすは全く之れが爲めのみ、盜まざんは死せざる可からず、彼等が偷むは畢竟必要的に盜むなり、盜むの外他に遁がる可きの道なければなり。  
 「ザ、レ、ブ、レ、ン、ド、ベンチャミン、ワップ」は其著『囚獄の兇籃』中に左の一話を載せたり。

薄暗き小路を廻り行きけるに、とある裏家の門に出でぬ、見るに棟傾き檐落ち、壁半ばは頽れて草は蓬々と土間に生ひ、さながら狐狸の棲家に似たり。左れど此は正しく人間の住家にして、而かも二家族以上の老幼男女が、夜毎に雨露を凌ぐ安息の處なり。  
 陥む一足毎にゆらくと揺るゝ、危き梯子を便りて屋根裏に登れば、此所の見る目は一層の哀れにて、牀に敷物のなきは云ふ迄でもなく、器物としては食卓に代用さるゝ、怪しげなる大箱と、其上に取り



散らされたる柄のなきナイフ、又は飲けたる皿等のみ、破窓の下に積み上げたる襪履の一塊は、冷やかなる夢を結ぶ假の臥床にて、風雅にあらぬ月影を寐ながらにして眺む可し。

此所に二人の男兒住めり、其が母は憐れなる寡婦にて、晝夜外に出で、何事かを營み、朝毎には歸り來りて、見等が一日の食料として、幾個の蒸したる馬鈴薯を卓上に置き、又た忙はしく出で去るを常とす。

或る冬の夜のとまりけり、餘りの寒さに貯へ置きし石炭も、早や残りなく焚き盡くしたれば、兄は弟を家に留どめ、自からはテームスの河邊に走り行き、退潮に乗じて落ち散れる炭片を拾はんとせしも、寒威烈しきために河は氷に閉ぢて、如何ともせんすべなければ止むを得ず、傍への貯炭場に忍び入り、數塊の石炭を竊み取りぬ。此

一刹那突如として物陰より現はれ出でたる警官は、彼の兒を高手小手に縛しめて、獄屋へとては引き行きぬ。

嗚呼、彼は盜むの外に凍死を免かるゝ途とてはなかりしなり。然りと雖ども世にはまた之れよりも、一層圖太き奴あるなり、彼等は強壯なる身軀を持ち、通常の理解力を有し、而して尙ほ正直なる稼業を避け、偷盜を以て常職とす。

彼等は娑婆を以て地獄となし、囚獄を以て極樂となす。彼等思へらく、實直に稼がんか、朝には星を戴きて出で、夕には月を睨みて歸り、風雨霜雪に曝されて尙ほ獲る所は、數片の零錢に過ぎざるなり。以て三食に飽くに足らず、以て衣服を購ふに足らず、何ぞまた况んや一日半宵の安息をや、紙屑を拾はば、狗盜と疑はれて家より家に逐はれ、車を挽かば、犬馬と同視せられて罵り且つ辱しめらる、鬱憤を拂らはんと欲するも、酒を買



ふの餘錢なく、臂を曲げて華胥に遊ばんと欲するも、衣薄ふして夢温かなるに由なし。悲惨は悲惨を生じ、苦痛は苦痛に次ぎ、歲月の轉ずるに従て、墓場に達するの道途は縮するも、日を経るに従て、辱と涙は愈が上にも増し加はる、味氣なき世なる哉。腹を切らんか痛かる可く、身を投げんか寒かる可し、若かず衣食に苦のなき極樂に至らんには、此の如くにして彼等は相率ひて監獄に來たる、此處には米櫃の音絶えて、借錢の鬼も亦た來たるなし。三食は以て口腹を満たすに足り、屋宇は以て雨露を凌ぐに足る、赭色の給服は優に暑寒に堪え、定時の就役は偶々健康を助くるに適す。肉躰の病には獄醫の侍するあり、精神の疾には教誨師の説法あり。若し彼等にして押丁の鞭撻と、摺衣若しくは閤室等の處罰なくんば、彼等は實に王侯の如し、廉耻を没せる小民、而かも太々しき貧人が、獄舎を以て此世ながらの極樂となし、喜こび勇みて自からを之れに投ず

るに至る、蓋し故なきに非ざるなり。

今吾人は左に我邦現行の監獄則中、其正條の二三を摘出し、以て監獄の内外に於ける、彼等の幸福上の状態が、如何に著しき差異を有するものなるかを、聊か説明せんと欲す。

明治二十二年勅令第九十三號監獄則第十七條に曰く

定役に服す可き囚人の作業は、毎囚の躰力に應じて之を課し、一日の科程を定めて服役せしむ可し。

之れ囚人使役の程度を規定したるものにして、體力以外に勞働せしむる時は、彼等の健康を害なはんとを慮かりての故なる可し。然りと雖ども眼を轉じて、額に汗して正直に稼ぎつゝある、世上幾多の勞働者を觀察せよ、彼等は果たして自己の健康を破らざる範圍内の作業を以て、其パンを稼ぎ得るか。讀者若し少時街頭に佇立するの勞を取らば、數錢の



貨に束縛せられて、幾噸の煉瓦土木等を満載したる、貨車の轆を腋下に擁し、氣息喘々として惰性に驅られてよろめき行く、枯骨の如き瘦せがれたる、幾多半死の老夫を見ん。而して讀者は尙ほ之れを目して、精力に應じたる適度の労働なりと云ふを得るか。人は云ふ、左れど彼等は自由の民にして、囚人の如くに行動の自由を箝制せられたる者に非ずと。然り囚人は行動の自由なし、故に彼等にして若し一朝課役を怠たらんか、獄卒の苛責は猶豫なく、當然彼等の頭上加へられざる可からず。左れど労働者も亦た其實際を云は、毫も自由の特權を有する者に非ざるなり、彼等若し一日の勞を廢せば、彼等は同時に一日の食を廢せざる可からず。半日の業を怠らば、半日の餓を忍ばざる可からず。彼等の頭上には元より怠慢を罰するの鐵鞭閃めくなしと雖ども、其背後には間斷なく彼等を追躡する、饑餓てふ惡鬼の迫るありて彼等を強ひ、敢て一刻

瞬時の停留懈怠をも許さざるなり。  
鞭撻は忍ぶを得べし、饑餓は如何ともすべからず、之れ彼等が監獄を指して極樂となす理由の一なり。  
又た第十八條に曰く

左に記載したる日は服役を免ず。

一月一日二日、元始祭、孝明天皇祭、

紀元節、春季皇靈祭、神武天皇祭、

秋季皇靈祭、神嘗祭、天長節、

新嘗祭、十二月三十一日、

父母の喪に遭ふ者は三日免役す。

世の労働者が一年三百六十五日、炎熱礫を溶かす夏の日も、寒威骨に徹する冬の夜も、一刻半宵の休みなく、汲々として勞作に従ふ其間に、囚人



てふ別天地の人民は、優に十二日の公暇を與へられ、心長閑に積日の勞を慰むるの幸福を享く、況して父母の喪に遭ふ場合の如き、嗚呼何たる特寵ぞや、蒲山しきの限りならずや、之れ監獄の極樂たる所以の二なり。若し夫れ衣食の二事に至ては、貧者の全心を吸収し去るの魔力なり。而して監獄則第二十六條は

囚人及懲治人の衣服臥具は之を貸與す。

と規定して、暑寒に適する相當の衣服調度の供給を彼等に保證し、其第二十八條には、彼等に給する一日の食糧を左の如く

- 一 下白米十分の六 七合乃至八合 最も強き作業に服する者
- 一同 五合乃至六合 作業に服する者
- 一同 四合 作業に服せざる者
- 一同 三合 十歳未満の幼者

一 菜 金一錢以下

と定めて、四分六ながらも値の知れぬ据膳に、其口腹を飽かしむ。之れ彼等が監獄を以て、此世ながらの極樂となす理由の三なり。

此他幼年囚及び懲治人に工藝、農業、讀書、算筆等を講習せしむる特典の如き、或は定役囚に對する工錢給與の制の如き、彼等に取て都合よき件々、一々枚擧するに違あらず。而して此等の便益は相合して、一箇の強大なる引力となり、以て破廉恥、沒良心の幾多世上の無賴漢を吸集し、年々歳々爲めに獄舎の狹隘を訴ふるに至らしむ。

嘗て盜奪の罪に依りてフヘラアルフヘヤ監獄に繋留せられたる一黒女、一日訪問の士に告げて曰く

『妾は茲に満足を感じず、人々は妾を親切に待遇し呉れ、爲めに讀書、筆方及び祈禱をも知るに至れり、加之ならず日曜日毎には、貴婦人等



の來たりて妾を救ふるあり。妾は再び元の住家に立戻るよりも、寧ろ永久茲に在りて暮さんことを希ふ。何となれば此の所にては、凡ての人親切に凡ての物清潔なれども、彼處に在りては凡ての事不潔に且つ不愉快なればなり』と。

彼等は實に監獄に満足する者なり。

『箴言』の記者は曰く

“Give me neither poverty nor riches;

Feed me with food convenient for me;

Lest I be full, and deny thee,

And say, who is the Lord?

Or lest I be poor, and steal,

And take the name of my God in vain.”

と窮して亂むる者は夫れ聖か。



### 第二篇 犯罪の救治

如何にして犯罪を救治せんか、累犯者減少の方策は、當代に於ける最も熾なる問題の一なり。囚人を威赫懲戒し、以て彼等の改善を全ふせしむ可きか、然りと雖ども此目的に對する懲戒主義の監獄制度は、久しき以前に早や其無効力を證據立てられたり。

然らば即ち如何、或者は以爲らく監獄は罪惡の練修場なり、人一度此に入らば前非を悔悟して遷善するよりも、寧ろ益々墮落して一層の惡漢と成り了るを常とす、故に短期自由刑の者に限り、裁判官の見込を以て其初犯の折は、實際に刑を施行するとなく、該犯者にして或る年月間に同一の罪業を犯かさざる時は、特に前記の刑を取消すとす、若し期限内に犯行ある時は、前後の刑を同時に併せ科する旨とを宣告し、以て犯者を警戒して其累犯を豫防するの策を探る可しと、之れを試験主義若し



くば附條件判決と云ふ。近年米國の或一部に於て此法を實施せるに、其結果頗ぶる良好にして、該判決の宣告を受けたる者の中、再犯者となりたる者の割合は、僅かに八プロセント弱に過ぎざりしと云ふ。

又た或者は曰く、犯人が累犯者となる原因は、満期出獄後歸る可きの家なく、爲す可きの職なく、剩へ世人の撥斥を蒙り、到底生業を營むの途なきを以て、已むを得ず再び不善を爲すに在り、故に累犯を減せんと欲せば、須らく刑餘出獄者の前途の危険を保護するため、適當なる設置を造りて寄る邊なき刑餘人を集め、彼等をして生業の途を得せしむるを要すと、而して現今歐米諸國に設立せられある、出獄人保護協會は即ち之にして、其結果頗ぶる満足す可きものにてあるなり。

而して或者は又た曰く、囚人の役業は懲戒的の種類に服せしむるを廢し、各囚の特性に適當せる生産的の役業を擇びて之れを課し、満期出

獄後自主的の生計を營むに足らしむ可しと。此も亦た頗ぶる良案にして夫のペンタムの云ひけん如く、『囚人は成る可く慣習に反せる役業を課す可し』と懲戒的の格言は、今日に於ては開明國の一般に排斥する所のものにして、囚徒の將來に取りて有益なる、生産的役業に服せしむることは、確然累犯豫防の上に於て、良好なる結果を現出したると疑なし。

其他常習的犯罪人を長期の刑に處す可しと云ひ、或は累犯者には刑を加重す可しと云ひ、惡結果を生ずる交通を遮斷するため、雜居制を分房制に更ふ可しと云ふ者あれば、分房制の弊害を指摘して、雜居沈黙制を用ふ可しと唱ふる者ある等、其他様々の注文は呈出せられて、本問題に對する當局者の熱心は、今や實に其極點に達せんとするの有様なり。犯罪とは抑も何を云ふか、ルードルフ・ファン・イエリングは之れに答へ



て曰く「犯罪とは社會の生存條件を危くするものと、立法者の認定したる所爲を云ふ」と、既に社會の生存條件を危害するの行爲なり、社會はまた其安寧秩序を保全せんがために、當然該犯者に對して一の痛苦を與へ、以て其犯行を威禁せざる可からず、之を刑罰と云ふ。

刑罰の目的に就ては、學者間に數多の異説あり、ベンタムは「刑罰の目的は社會の利益を保護するに在り」と云ひ、シヤル、ルーカスは「犯者を懲戒するに在り」と主張し、フォリス、スタンエリは「社會の秩序を保全し、併せて各箇人の權利を保護せんためなり」と説き、ロッシは「惡を以て惡に應ゆるに在り」と述べ、オルトランは「刑罰の目的は犯者を懲戒し、併せて他人を鑑戒するに在り」と定め、セチークは「改良、教訓、及び鑑戒の三者をば、刑の目的とはなすなり」と云へりき。又たヨナタン、ダイモンドは、何故に犯者は其犯行の故に依て罰せらる可きものなるや、犯者自身の利

益の爲めか、或は他人の利益の爲めか、將たまた相互の利益の爲めか、とふ問題に答へて「相互の利益の爲め、特に犯者自身の利益の爲めなり」と云へり。此他刑罰の目的に關する諸學者の定義は、尙ほ數多之れありと雖ども、學理上より之れが觀察を下だす時は、畢竟左の三主義に過ぎざるを信ず。

- 一、 絶對主義
- 二、 相對主義
- 三、 折衷主義

第一即ち絶對主義に依れば、刑罰の目的は刑罰其自身の内に存するものにして、決して他に或目的の存在す可きに非ず。何故に犯者を罰するかと云ふに、之れ公明正大の義なればなり、刑罰は社會の利益の爲めにもなく、箇人の利益の爲めにもなく、義正に罰せざる可からざるが



爲めに罰するのみと、即ち犯罪必罰主義なり。

刑罰は當然正義の上に基礎を置く可きものにして、決して他の便利のため、其基礎を左右す可きものに非ず。然りと雖ども正義の結果は常に(少なくとも)多くの場合に於て善なり、故に正義を旨とせる刑罰の結果は、必然社會民人の幸福利益に於て現はれ來たる可きものなりとす。次に相對主義に依れば、刑罰の目的は刑罰其物以外に存在するものにして、畢竟或る他の目的を遂ぐる一の方便たるに過ぎずと、而して刑罰其自身の外に存在す可き刑罰の目的なるものは、即ち社會民衆の福利にして、何がために犯者に罰を加ふるかと云ふに、蓋し社會の秩序を保全し、人民の幸福を増進せんとするに外ならず。

第三即ち折衷主義は即ち前二主義を融合和衷したるものにして、其説く所に依れば、刑罰の目的は絕對主義の主張するが如く、正義の概念を

以て基礎となさざる可からざるは勿論なりと雖ども、之れと俱に公私の権利を保護し、社會の風儀道德を保全し、併せて一般の幸福を増進するを以て其目的となさざる可からずと。

之れを要するに、第一主義は正義を以て基礎となし、第二主義は福利を全ふするを以て目的とし、第三主義は正義及び利益の二目的を以て刑罰の基礎とするものなり。

犯罪救治と治獄の方針とは頗ぶる密着なる關係を有す、而して治獄の方針と刑罰權の基礎に於ける觀念とは、實に原因と結果との關係を保つものにして、隨て該觀念と犯罪救治の事業とは、正に容易ならざる密接の關係を有し、其必罰主義なると折衷主義なるとは、該事業の消長の上、莫大なる影響を及ぼすものなり。

若し夫れ一の極端に走て、目にて目を償なひ齒にて齒を償なふてふ、恰



て曰く「犯罪とは社會の生存條件を危くするものと、立法者の認定したる所爲を云ふ」と既に社會の生存條件を危害するの行爲なり、社會はまた其安寧秩序を保全せんがために、當然該犯者に對して一の痛苦を與へ、以て其犯行を威禁せざる可からず、之を刑罰と云ふ。

刑罰の目的に就ては、學者間に數多の異説あり、ベントムは「刑罰の目的は社會の利益を保護するに在り」と云ひ、シャルルユーカスは「犯者を懲戒するに在り」と主張し、フォースタンエリは「社會の秩序を保全し、併せて各箇人の權利を保護せんためなり」と説き、ロッシは「惡を以て惡に應ゆるに在り」と述べ、オルトランは「刑罰の目的は犯者を懲戒し、併せて他人を鑑戒するに在り」と定め、セチークは「改良、教訓、及び鑑戒の三者をば、刑の目的とはなすなり」と云へりき、又たヨナタン、ダイモンドは、何故に犯者は其犯行の故に依て罰せらる可きものなるや、犯者自身の利

益の爲めか、或は他人の利益の爲めか、將たまた相互の利益の爲めか、たふ問題に答へて「相互の利益の爲め、特に犯者自身の利益の爲めなり」と云へり。此他刑罰の目的に關する諸學者の定義は、尙ほ數多之れありと雖ども、學理上より之れが觀察を下だす時は、畢竟左の三主義に過ぎざるを信ず。

- 一、 絶對主義
- 二、 相對主義
- 三、 折衷主義

第一即ち絶對主義に依れば、刑罰の目的は刑罰其自身の内に存するものにして、決して他に或目的の存在す可きに非ず。何故に犯者を罰するかと云ふに、之れ公明正大の義なればなり、刑罰は社會の利益の爲めにもなく、箇人の利益の爲めにもなく、義正に罰せざる可からざるが



爲めに罰するのみと、即ち犯罪必罰主義なり。

刑罰は當然正義の上に基礎を置く可きものにして、決して他の便利のため、其基礎を左右す可きものに非ず。然りと雖ども正義の結果は常に(少なくとも多くの場合に於て)善なり、故に正義を旨とせる刑罰の結果は、必然社會民人の幸福利益に於て現はれ來たる可きものなりとす。次に相對主義に依れば、刑罰の目的は刑罰其物以外に存在するものにして、畢竟或る他の目的を遂ぐる一の方便たるに過ぎずと。而して刑罰其自身の外に存在す可き刑罰の目的なるものは、即ち社會民衆の福利にして、何がために犯者に罰を加ふるかと云ふに、蓋し社會の秩序を保全し、人民の幸福を増進せんとするに外ならず。

第三即ち折衷主義は即ち前二主義を融合和衷したるものにして、其説く所に依れば、刑罰の目的は絕對主義の主張するが如く、正義の概念を

以て基礎となさざる可からざるは勿論なりと雖ども、之れと俱に公私の権利を保護し、社會の風儀道德を保全し、併せて一般の幸福を増進するを以て其目的となさざる可からずと。

之れを要するに、第一主義は正義を以て基礎となし、第二主義は福利を全ふするを以て目的とし、第三主義は正義及び利益の二目的を以て刑罰の基礎とするものなり。

犯罪救治と治獄の方針とは頗ぶる密着なる關係を有す、而して治獄の方針と刑罰權の基礎に於ける觀念とは、實に原因と結果との關係を保つものにして、隨て該觀念と犯罪救治の事業とは、正に容易ならざる密接の關係を有し、其必罰主義なると折衷主義なるとは、該事業の消長の上、莫大なる影響を及ぼすものなり。

若し夫れ一の極端に走て、目にて目を償ふ、齒にて齒を償ふてふ、恰



も往時の復讐主義に彷彿たるに、至ては、犯罪の救治は到底不可能たるを免かれず。又た他の極端に流れて、只管に流俗の利益を保護するに汲々として、夫のバラッパスを救してナザレの聖者を罪したる、羅馬の方伯ポンテックス、パイレトの行爲をば、再現せしむるが如きに至ては、正義の觀念既に其影を没了せるの時にして、犯者の改善夫れ將た何れの日をか待たん。要するに刑罰の目的が正義の觀念を立離れて存在し、若しくは刑罰の施行せらるゝと同時に、刑罰の目的が完了せらる可きものなりと思考する、絶對主義の意見が實行せられ居る時代に當りては、犯罪の救治未だ決して得て望む可きものに非ざるなり。

犯罪の救治と刑罰權の基礎に於ける觀念とは、實に此の如き關係を有す、然り而して其最も妥當なるものを折衷主義の觀念となす。

社會に罪人あるは、宛かも一家に病者あるが如し、彼等は病者が生産的

の行働を爲す能はずして、家人の負荷となり居るが如くに、社會に對して毫も生産的の行働を以て、福祉の寄進を爲さざるのみならず、寧ろ却て其利益を滅殺し、絶えず同胞の幸福を損害しつゝあるものなり。

今絶對主義の意見を以てすれば、病者は平時の不撻節に因て其病因を醸もしたるものなれば、當然其失行の報償として目下の痛苦を忍ばざる可からず、因果應報は理正に然る可きとにして天の義罰なり。罪人も亦た之れと同じ、彼等は社會一般の意志に反して種々の非行を爲し、以て其安寧幸福を侵害したる者なり、故に社會も亦た當然自身の受けたる同一の痛苦を、該犯者に加へざる可らず、義正に然る可きを以てなりと。此意見の當否は姑らく措き、先づ病者の場合に就て一考を下さん、彼れ病者は元來自己の不撻節の故に依りて其病患を獲たる者なりと雖ども、既に疾病に罹かりて、病床に呻吟するに際しては、其最も急務と



す可きとは右の患者を治療して、其病苦の内より彼を救ひ出だすに在り。不節制及び放恣の當然受く可き應報として、其苦痛を甘受せざる可からずと云ふは、義に於て正に然る可きものとするも、情に於ては實に忍ぶ能はざるものなりとす。又た之れを利益の點より觀察するに、病者に對して若し健在ならば、彼れは善く生産的の業務に執掌し、家族の福祉に對して若干の寄附をなし得べきものなり、故に之れを治療し病苦を免かれしむるは、實に病者一箇の幸福のみに非ず、又た家族全躰の利益たるに止まらず、併せて人情の大道に於て當に盡くさる可からざるの行爲なりとす。罪人も亦た同一の理に於て然りとす、彼等の心意にして若し健全ならんか、彼等は犯人てふ忌まはしき名稱の下に痛苦を被むり、或は自由を剝奪せらるゝの非運に遭遇するとなく、他の良民と均しく己が天稟の權利を自由に享有して、一生を希望と満足の内にと

とすを得るものなり、故に吾人は彼等を見るに當りては、強ちに嫌惡の感を抱くとなく、寧ろ愛憐の眼を以てす可し、彼等の罪は元より惡む可き者なりと雖ども、其運命は寧ろ却て憐む可きものにてあるなり。彼等は畢竟或る能力を欠乏せる者にしあれば、吾人の彼等を處する宜しく病者を以て遇す可し、決して敵手を以て對す可きものに非ず。彼等が正義の道を踐むの意なきは、之れ羞惡の心を欠くが故なり、故に吾人は彼等をして羞惡の心を養はしむるを要す、彼等が惡を爲して尙ほ恬として顧みざるは、之れ明らかなる良心なきが爲めなり、故に吾人は彼等の良心を磨きて明らかならしめざる可からず、一言を以てすれば、彼等の智を啓き、感情を清らかにし、意志を鞏固ならしむるに在り、而して此の如き治療的方法に依り、犯者の改善を、全ふせば、之れ實に犯者一箇の幸福のみに止まらずして、其生産的の行動に依り、社會は亦た之れ



がため莫大なる間接の利益を得るに至る可し。此説を持し此望を抱くものは即ち折衷主義にして、我邦の刑法も實に該主義の上に、其基礎を据えられたるものにてあるなり。従て監獄制度の如きも、極端の懲戒主義に流るゝとなく、主として社會の利益を保護し、併せて犯者の改善を力むるを以て、其目的とするものなり。

然りと雖ども現行の刑法及び監獄則が果たして満足すべきものにてあるか、又た司獄官彼等自身は、果たして其職任に堪ゆる者なるか、更に又た進みて累犯減少の熱望は、果たして目下現實されつゝあるや等の問題に至りては、特にまた一層深重なる觀察を要するの價值ありて存す。

犯罪を救治せんと欲せば、先づ現行刑法の或部分に、改正若しくは修補を加へ、併せて監獄則中の監房別異法を改良して悪結果を生ずる交通

の遮断を嚴にし、又た異常の人物を選びて教誨師となし、其矯正をして一層精神的ならしめざる可からず。

更に百尺竿頭一步を進めて、其最も根本的方法に及べば、曰く禁酒事業の擴張、窮民の救助、浮浪少年の監督、感化事業の擴張、家庭の改良、宗教の革新等、是等は急務中の急務にして、一日も寛ふする能はざる所のものなり。



第一章 禁酒事業と犯罪の救治

既に前段犯罪の原因中に述べたる如く、酒類と犯罪との關係は頗ぶる密接なるものにして、或種類の人民は全く酒慾の奴隸となり、之れが爲め絶えず社會を荼毒し同胞を侵害しつゝあるものなり。

チャールズ、ブリスの語る所に依れば、倫敦セント、パンクラス救貧院に於ける被救助者の、困窮に陥りたる原因は實に左の如し。

困 由	男	女	合 計	百分比例
老 衰	四六	二二六	一七二	二・三・三
飲 酒	八八	七三	一六一	二・三・〇
疾 病	九〇	六二	一五二	二・〇・七
怠 慢	五八	二〇	七八	一・〇・六
敗 德	一	五〇	五一	六・九

困 由	男	女	合 計	百分比例
精 神 錯 亂	一一	二二	三三	四・三
不 慮 の 事 變	一三	六	一九	二・六
不 能 及 惡 性 等	六	二	八	二・四
置 去	一	七	八	二・四
不 景 氣	七	九	一六	二・二
貧者との交通及遺傳	六	七	一三	一・八
良人の死去	一	三	四	〇・四
奢 侈	二	一	三	〇・四
合 計	三二九	四〇七	七三六	一〇〇・〇

此表に依れば貧窮者の二割二分は、全く飲酒の爲めに零落して、他人の救助を受くるに立ち至りたるものなり。而して此等の窮民はまた一轉して、容易く罪人となる者たるを思へば、飲酒の結果は恐れても尙ほ惶



る可きものにてあるなり。  
最近の調査に依れば北米合衆國の人民が、一ヶ年間にウスター及びピ  
ールの爲めに費す所の金額は、十二億二千六百二十五萬八千弗にして、  
若し此大金が空しく酒慾の犠牲として供せらるゝとなくば、該國に於  
ける貯金々額は毎年平均一人に付き、大凡二十弗宛を増加するを得べ  
し。

經濟上より考ふるも、衛生上より考ふるも、將た又た之を犯罪との關係  
上より考ふるも、飲酒は實に百害ありて一利なきものにしあれば、我等  
社會の改良を以て自から任ずるの人士は、有ゆる手段を盡して一日も  
早く此弊風を社會の外に一掃し、以て人類の幸福を一層圓滿完美なら  
しむるを要す。

然りと雖も、翻て現代の實狀を見るに、飲酒の弊風は日に月に滔々とし  
て勢を加へ、今や天下は將に其害毒の下に葬られ去らんとするの有様  
なり。

今之れを統計に徴するに其景况大畧左の如し。

年 度	酒 造	同 上 價 額
明治二十五年 度	四、四四〇、一五六	六二、一六二、一八四
同 二十四年 度	四、一九九、九七一	五八、七九九、五九四
同 二十三年 度	三、九六三、二七八	五五、四八五、八九二
同 二十二年 度	四、六〇九、四一一	五九、九二二、三四三
同 二十一年 度	四、七〇八、〇八四	六一、二〇五、〇九二
同 二十年 度	三、八一二、八六一	五三、三八〇、〇五四
同 十九年 度	三、六二二、一九〇	四七、〇八八、四七〇
同 十八年 度	三、二五三、四四六	五二、〇五五、一三六



年 度	酒 造 高	同 上 價 額
明 治 十 七 年 度	三、六三七、五四三	四三、六五〇、五一六
同 十 六 年 度	三、六二九、二七四	四七、一八〇、五六二
平 均 一 夕 年	三、九八七、六二一	五四、〇九二、九二五

即ち過去十ヶ年間に於ては毎年平均凡そ四百萬石の酒類を製造し、而して之を消費するが爲めに、社會は年々五千四百萬圓餘の金額を損耗しつゝあるものなり。加旃らず此四百萬石の狂水を造るには、大約三百萬石の玄米を消費するを要するものなれば、此代價も亦た吾人が損耗中に算入せざる可からず。今玄米一石の相場を平均六圓と假定する時は、此價額大凡千八百萬圓にして、此大金も亦た空しく恐る可き狂水を製造するがため、年々生産的に消耗せらる可きものなれば、之れに前記の金額五千四百萬圓を合すれば、酒類の爲めに吾人が直接に蒙むり

居る損失高は毎年平均七千二百萬圓を下たらざるなり。若し向來我國民が自から反省して克己の精神を振起し、飲酒の狂癖を絶つとせば、我日本帝國の軍備は其實力を現在に比して殆ど五倍に擴張するの餘裕を得べし。即ち陸軍に在ては百三十萬の常備軍を養ひ、海軍に在ては三十萬噸の戦艦を維持し得るに足るものなり。又た若し此金額を民力休養の點に向ふて用ふるとせば、有らゆる總ての租税を免じて、尙ほ年々一千萬圓内外の剩餘を得べし。又た醫學博士柳俣の語る所に依れば、明治十二年七月より同二十年に亘る八年六ヶ月間に、東京府巢鴨病院に入院せし精神病患者の總員千六百九十四人の内、酒客遺傳の割合は實に左の如しと云ふ。

男 二四七  
父 酒 客 女 一四九



即ち總人員の三割二分一厘は全く單に父母たる者が酒客たりしを以て子たる彼等が狂人となりたるに外ならず。此の如く飲酒の害毒は實に恐る可きものなりと雖ども、社會は尙ほ恬として顧みる所なく、其醸造の分量は滔々として逐年増加の傾向に走

總計	母酒客		計
	男	女	
計	二	一	三
計	三	四	七
兩親酒客	計		
	男	女	
計	六	八	一四
計	一	四	五

れり、抑も亦た悲しむ可きの現象に非ずや。是に於てか愛國の志士煩悶自から措く能はず、深く目下の慘況を察し、遠く百年の長計を慮かりて、茲に一の團體を組織し以て國民克己の精神を鼓吹し、社會の矯風進徳に向て奮然一臂の力を藉さんとす。之れ即ち現在の東京禁酒會にして、目下其會員大凡三千人、機關雜誌たる『國之光』の發行高毎月平均四千部に達し、尙ほ逐日隆盛の域に向ひつゝありと云ふ。吾人は熱心なる同情を以て此種の組織を贊成し、併せて其迅速なる成功を祈り且つ待つ者なり。

抑も法律或は規則等を設けて、強迫的に酒類の販賣を制限せんと企つる如きは、極めて拙き策にして、其結果として社會は却て一層の慘憺たる害毒を受くるとあるものなり。

數年前『ポル、モル、ガゼット』の紙上に於てグラント、オーレンなる人、上部



加那太の或部分に施行せられたる、酒類販賣禁止法の結果に就て述べて曰く

該法を實施せる以來人民は村内にて飲酒すると能はざる故、キングストン迄遊行列車又は漁船に乗じて、酒飲みに出掛くるといはなれり、以前自由に飲酒し能ひし頃は、村内の酒舗に趣き毎夜適度の晚酌を試みたるも、該法施行後は時々晝間他郷へ漁車漁船にて行くとなれば、便宜上自然一時に多量の酒を用ふるととなれり。故に悲しむ可き哉、其結果は妻子の慰樂を殺ぎ、家庭の道德を害すると甚だし云々、と。

又た千八百八十八年五月二十七日發行の『ウキリ、アスバッチ』は、蘇克蘭に於ける酒類販賣日曜禁止の結果を報じて曰く

蘇國に於て日曜日に酒類の販賣を禁止するの法律を實施せし以

來、其結果如何と云ふに、貧民等は其日に於ては酒舗に趣く代りに藥種店に行き、以て其嗜好する飲料を購ふの道を發見せり、然りと雖ども藥店の相場は酒舗に於ける飲料よりも高直なるがため、平常酒舗に於て購ふ同一の飲料を得ると能はず、唯だ一種の最も有毒なる燒酎のみ廉價なるを以て、彼等は爾來此燒酎を飲用するの習慣を作り、其がためエテンボルに於ける淺ましき醉漢の狀態は、一層慘憺の度を加ふるに立ち至れり、換言すれば酒類販賣日曜禁止は、毫も社會に利益を與ふるとなく、却て不幸にも害毒の最も劇烈なる、廉價の燒酎を嗜用するの風習を、一般貧民間に傳播するの媒となりたるに過ぎざるなり、と。

斯の如く法律規則等の力を藉り、強て酒類販賣を制限せんと欲するが如きは實に愚の極にして、寧ろ全然放任し置くの優れるに如かず。



又た或論者は酒類の製造を減少せしめ、酒害の蔓延を防遏するの目的を以て、税則を改正し税率を加重す可しと説く者あり、左れど吾人の見を以てすれば此も亦た上乘の策には非らず、何となれば税率の加重を以て酒害を防がんと欲するは、決して架空の希望にはあらず、固より實施の上多少の結果を收め得べきものなりと雖ども、其効力は當初數年の間に止まり、製酒の分量は又た逐次蓄態に復せんとするの傾向あればなり。加旃らず酒價騰貴の結果として勢ひ酒精の輸入を促し、明治十八年に於て僅かに千六百九十九圓に過ぎざりし其輸入元價も、明治二十五年に至ては三十九萬二千五百四十一圓の巨額に上ぼり、而して此酒精は果たして何の用に供せられしやと云ふに、其殆ど全部は之れを融和して釀造清酒を造り、爲めに飲酒家は其衛生上に由々敷き害毒を蒙むらんとするに及び、終には酒精營業税法の發布に立ち至りたる等、

一として強制的法律の効力が、如何に薄弱なるものにてあるかを證據立てざるはあらず。

左に掲ぐる一表は参考の爲め、過去十六年間に於ける釀造酒造石税率の變化と、其釀造高との關係を示めすものなり。

年 度	釀造酒營業造石高	造 石 税 率
明治二十五年 度	三、五二六、六四六	金 四 圓
同 二十四年 度	三、三二三、六六五	
同 二十三年 度	三、〇九七、七七六	
同 二十二年 度	三、七二七、〇九四	
同 二十一年 度	三、八七〇、一三八	
同 二十年 度	三、〇二三、〇六三	
同 十九年 度	二、九一〇、七五五	



年 度	醸造酒營業造石高	造 石 稅 率
明治十八年度	二、六一八、一〇一	金 貳 圓
同 十七年度	三、〇三四、四九九	
同 十六年度	三、〇九七、七八〇	金 壹 圓
同 十五年度	四、九三八、六四二	
同 十四年度	四、八三〇、三八五	賣上高十分の一
同 十三年度	四、五三三、一三三	
同 十二年度	五、〇八〇、六七四	
同 十一年度	三、八五一、七八一	
同 十年度	二、八七九、一八三	

元來酒癖家は時よりも金よりも將た又た生命よりも尙ほより多く酒を愛する者なれば、法律規則等の強迫を以て其嗜好を禁ぜんと欲する

とは到底無益の勞力たるを免かれず、故に若し彼等をして酒を禁ぜしめんとすれば、須らく彼等自身の心よりして之れを絶たしめざる可からず。彼等は元來其酒癖に對しては殆ど全く自制力を缺く者なり、故に吾人は先づ彼等の智に訴えて、飲酒の恐る可き害毒及び社會の蒙むる傷ましき損害等を理解せしめ、次には其情に訴えて飲酒の斷たざる可からず、禁酒の爲さる可からざることを緊切に感ぜしめ、以て漸次強大なる意志を構成し、遂に其奴隸たる酒の軛より脱して自由の人たらしめざる可からず。然り而して吾人は此理由あるに依て禁酒會の眞に緊急必要なるを信じ、併せて滿幅の同情を之れに傾注する者なり。

又た近來學者間に酒癖は瘋癲、ロイマチズム、及ガウトの如く全く一種の病氣なることを主張する者あり。英國の醫學博士ノルマン、ケールの如きは即ち、實驗上此説を唱ふる者にして、氏の擔任せる同國リックマン



スウ・オ・ルスに於ける、酒癖治療所「ダルリムプル、ホーム」に於ては、入院患者中殆ど三分の一は、永久に其酒癖を療癒せられたりと云ふ。

今其の治療法を聞くに、假令へば茲に一人の入院患者ありとすれば、先づ其身体を診して疾患あれば之れに投薬し、併せて腦及び神經組織をして健全ならしむるが爲めに、適當なる醫術上の治療を施し、又た最も必要にして欠く可からざる、患者自身の自制力を強大ならしむるが爲には、道德宗教の感化を以てし、傍はら身体を保養し精神を爽快ならしむるに必要なる、諸種の清潔なる遊嬉を與へ、以て其救治を全ふするにありと云ふ。

此問題に對して、吾人は博士ケールの所説が果たして眞なるや否やを知らず、然りと雖も此の如き問題は、正に廣く世の社會改良家單に醫家のみと云はずたる者が、熱心なる研究を爲す可きの價值あるものと信

ず。然り而してケール氏の所説若し果たして眞なるとを知らば、吾人は幾多の「ダルリムプル、ホーム」が、速かに我邦に移植せられんとを切望して止まざるなり。



## 第二章 窮民救助と犯罪の救治

世上には盲目なる樂天家もあるものかな、口を開けば文明と云ひ開化と唱ふ、教育の進歩と云ひ農工業の發達と云ひ、富財の増殖と云ひ運輸交通の利便と云ひ、苟も當今の事物とし云へば彼等は徹頭徹尾之れを謳歌せずんば止まざるなり。彼等は常に社會の輝ける側面をのみ眺望して、光彩陸離たる其が外觀の美に打たれ、毫も他の暗黒なる側面が如何に慘憺たる光景に依て色取られつゝあるかを知らざるなり。

文明——詳言すれば當代の文明——とは抑も何ぞ、之れ唯だ名稱の美はしき野蠻に過ぎざるなり。佛人常に當代に於ける彼等の文化を誇て曰く“Le petit enfant de nos écoles peut se flatter de savoir aussi bien lire et sur-tout mieux écrire que l'empereur Charlemagne.”と。然り天保時代の老夫子が屢々小學兒童のために其無識を笑はるゝとあるは珍らしからぬ出來事

にて、學齡兒童修學の比例が逐年其度を高め來たりたるも亦た之れ疑ふ可からざるの事實なり。然りと雖ども此は唯だ比較的に優等なる生活を營む人民の状態にして、洗ふが如き赤貧の下層民に至ては依然たる昔の空阿彌にて、其無智の程度は毫も原始時代の蒙民と異なる所なきを如何せん。

農工の業も亦た間違なく發達せり、左れど其恩惠を被むりたる者は果して如何なる階級の人民なるや。農具の進歩改良は勢ひ大農制度の發生を促がし、之れが結果として土地の兼併盛に行なはれ、小農は陸續其産を破ぶりて憐む可き日傭労働者の地位に陥り、理學の進歩器械の發明は當然大仕掛なる製造所の設立を來たし、從來自家の工場に於て右手に鐵槌を振り左手に額上の汗を拭ひつゝ、獨立の業を營み來たれる小資本主なる工業家の地位を奪ひ、彼等を餘儀なくして其日暮らしの



果敢なき賃工とは化し了はんぬ。  
 富財の増加も亦た疑なき事實なり、然りと雖ども其が不平均なる分配の結果は富者は益々富み貧者は益々貧なるの變態を生じ、一方に於て指を屈するにも足らざる小數の王侯的巨豪家の起るれば、他方に於ては數ふるに遑なき程に無數なる累々然たる喪家の狗の如き窮民の生ずるあり、富者は益々強貧者は愈々弱、大厦樓上一夕の宴に萬金を擲ちて虚榮の花を飾るれば、草茅屋裡食ふ可き一片のパンなくして饑寒の涙に咽ぶあり。斯の如くにして貧富の懸隔は益々懸隔し、富者は富のために入倫を脱し貧者は貧のため禽獸と化し、社會の現象は壓制、反抗、姦淫、兇殺、盜竊、貪婪、惡匿、詭譎、誘騙、嫉妬、驕傲、狂妄等の忌まはしき惡徳を除きては、殆ど一も他に見る可きものとはなきの有様となれり。是に於てか心ある者は憂ひ涙ある者は泣き、遂にマシウ、アノールドを

して "The upper class is vulgarized, middle class is materialized, lower class is brutalized." と絶叫するの止む可からざるに至らしめたり。嗚呼吾人は如何なる方法に依て以て是等の下層民をば救はんか。  
 濟貧救助の事業は隣保の情誼に一任して可なりとは迂濶極まる愚説なり、英國の學士ライランズ曰く "Any one's duty is no one's duty." と能くも云ひつる言葉かな、若し夫れ救貧の事業が隣保の情誼に一任して足る可きものなりとせば世には一人の餓孚だもなき筈なり、左れど事實は事實にして動す可からず、統計の語る所に依れば過去十ヶ年間に於て窮乏のために自殺し或は行倒れとなりたる吾人が同胞は實に左の如し。

年	行 倒	困窮に依り自殺	困窮に依り發狂して自殺	合 計
明治二十五年	一、八四七	一、三八九	四六一	三、六九七



年	行 倒	困窮に依り自殺	困窮に依り自殺 狂して自殺	合 計
明治二十四年	二、〇一八	一、七〇三	四五二	四、一七三
同二十三年	一、五八四	一、七九〇	四四〇	三、八一四
同二十二年	一、四七二	?	?	?
同二十一年	一、五四五	?	?	?
同二十年	二、二六〇	一、一四〇	三五〇	三、七五〇
同十九年	三、九一一	二、一七二	三六五	六、四四八
同十八年	二、三九八	一、七六一	四〇三	四、五六二
同十七年	一、四一四	一、二七三	三一〇	二、九九七
同十六年	一、五八二	九五六	四九八	三、〇三六
平均	二、〇〇三	一、五二八	四一〇	三、九四一

嗚呼人誰れか生を欲せざらん而かも食ふに食物なく被るに衣服なく、

雨露を凌がんと欲するも枕を入るゝに所なくして、或は野末の霜と消え或は我れど我が命を縮むる者歳々大凡四千人、嗚呼之れ何等の恨事ぞや。備荒儲蓄法なきに非ず恤救規則なきに非ず而かも尙ほ此の如し、救貧事業を隣保の情誼に一任す可しと主張するの論者よ、爾は如何にして此現象を解釋せんと欲するか若し論者の説にして不幸にも實行せらるゝの曉には、目下恤救規則等の恩恵に浴して辛くも露命を維ぎつゝある幾多可憫の窮民も亦た同時に其息の根を絶たざる可からず、蓋し隣保の情誼てふ何人かの責任は到底何人の責任にも非ざればなり。

完全なる法律を設けて貧民を救助するは、管だに窮迫せる同胞をして其饑渴を免かれしむるてふ消極的手段たるのみに止まらずして、實に積極的の利益たる犯罪の救治てふ至要なる問題に對して莫大なる



影響を及ぼすものなり。

窮迫困乏の極に臨み而かも尙ほ希望の光線に照らされて儼に人生の歸趣を悟道し、泰然として神意天命を樂みつゝ、『詮方盡くれども望を失なはず』と絶叫せし彼れ保羅一流の人物に至ては吾人之れを説くの要なし、然りと雖ども讀者よ思ふ可し、艱難の内に悲み感ひ、詮方盡きて望を失なふ世上一般の凡夫等が困憊欠乏の頂點に達して、求むる所の逃げ路は果して如何なる逃路ぞや。

吾人の見る所を以てすれば彼等の眼前には確かに二箇の遁路あり、一は即ち自殺にして他は即ち盜奪なり。前者たらざる者は後者にして後者たらざる者は即ち之れ前者たり、然り窮民が其苦を免かれんとするの方法は唯だ此の二途の外にはあらざるなり。故に窮民救助より生ずる直接の結果は二様にして、一面に於て世上幾多の寄邊なき同胞を其

饑寒の内に救済して、自殺、行倒れ等の悲惨なる現象を減じ、他面に於ては必要に迫られて、今や將に法を破らんとしつゝある幾萬千の窮民等を其誘惑の内に引き起こして、社會の重荷たる在監人員の減少を來たすにあり。

元來貧窮の原因には二種の別ありて存す、即ち第一種の者は自家の失行に依りて禍を招き、第二種の者は非運のために貧困に陥りたるものにして、飲酒放蕩、怠慢、不正、犯罪、不儉等は即ち前者の範圍中に入る可きものとし、失業、負傷、賃銀の低下、疾病發狂、不慮の事變、老衰、無藝、不如意の遺傳等、其他鰥寡孤獨の類に至ては皆な之れ後者の題目の下に集めらる可きものにてあるなり。

即ち第二種の貧民は免かる可きの道なき禍のために困しめらるゝ者にして、眞に吾人が同情の熱源を要するや切なり、之に反して第一種の



人物に至ては吾人素より其境遇を憐まざるに非らずと雖ども、翻て聊か其事情に就て考ふる時は又た一點嫌惡の情なき能はざるなり。彼等は相應の能力と之れに伴なふ適當の收入を有し、其身軀は無病息災若し彼等にして懶惰を制し不正を絶ち、適度の節儉を行なひ賭博、暴飲等の惡徳を排したらんには純然たる一箇の良民として各々其居に安ずるを得るものなり。故に一箇人或は社會が救濟の事業を施行せんとするに當ては、此兩者に對して截然たる區別を畫するを要す。而して箇人的任意の慈惠が頗ぶる弊害に富む所以のもの全く此區別の不可能に歸せざる可からず。

救濟を箇人的慈惠に一任する時は勢ひ一の不可思議なる結果を出たすことあり、即ち乞丐を以て常職となす一種の遊民の發生にして、之れが爲め道徳經濟上に及ぼせる社會の損害は其量決して少なきに非ざ

るなり。リチャード第二の治世に於ける英國國會が勤勞に適する健全なる人民にして働きをなさずして所謂乞食をなす者あらば、其初犯の折には笞刑に處し再犯の時には一耳を切斷し、三犯の場合には絞罪に處するてふ法文を造りしが如き、又たヘンリー八世の時代に於て一箇人の惠與を嚴禁し、若し之れを破ぶる者あらば其施こし高の十倍を科料として沒收すと定めたる條章を含める法律を發布したるが如き、皆な此弊害を遮斷せんと欲せしに非ざるはなし。

法律を制定して窮民を救助するとに對して第一に起こる所の反對は惰民の發生を來たすと云ふに在り、而して此は數多の反對說中最も根據ある議論にして、救貧法の誤謬が如何に恐る可き惡結果を社會に持ち來たす可きものにてあるかは、過去の歴史の明らかに證明する所なり。



論者の説に従へば窮民救助法なるものは、貧民の生活を保険し欠乏せる人民に救助を請求するの権利を附與するものなり、故に廉恥を重んぜざる小民は以爲、眞面目なる勞働に従事して牛馬に均しき苦みを受け、而かも尙ほ三食に飽く能はざる境界に在らんより、寧ろ公然窮民てふ名稱の下に公共の扶助を得て優遊徒食するの勝れるに若かずと、此の如くにして類は友を呼ぶてふ諺の如く、一の窮民は勢ひ他の窮民を呼び起こし、家より家に亘り村より村に及ぼし、良民は之がために救貧税の重荷に疲れ、人口は妄増して勞働の競争を生じ、食品は騰貴し農工業は衰頽し、田園は荒蕪となり失業者は踵を接して起こり、民情は墮落し獨立の精神は亡び、終に國家は腐敗と頽滅の裡に葬られ去るに至る可しと、論者の云ふ所實に此の如し、而して適當なる措置を誤まりたる救貧法施行の結果が、當然此悲況に到着せざる可からざるは之れ免か

れ能はざるの數にして、立法者及び當事者が之れを制定し之れを實施する曉に於て、最も細心熟慮を要す可き所以のもの亦た此一點にありて存す。蓋し貧窮は一種の社會病なり、而して此病患を救濟せんが爲めに特に制定せられたる法律が更に屢々別種の病患を醸すに至ては、事態頗ぶる愚なるが如しと雖ども、既に又た一種の病患たる以上は其病源の來たる所以を察して、之れを未發に防ぐの策を講ぜざる可からず。第十七世紀以後に於ける英國の歴史は、如何に慘憺たる結果がエリサベス朝以來の救貧法に依て、社會の表面に咒ひ出だされたるかを明かに物語れり、而して若し夫れ過去は未來の光明にして前車の覆轍は之れ後車の鑑戒なりとせば、過ぐる三百年間の事實に就て該國に於ける其失敗の跡方を尋ねるも、未だ強ちに益なき業には非ざる可し。英國に於ける救助法の破天荒たるエリサベス法に依れば、窮民は第一



に扶助請求の権利を附與せられたるものなり、而して救助に關する方法の大要は、土地家屋等の不動産所有者に對して救貧税てふ租税を課し以て救助の基金を造り、各寺區をして之れが徵集及び救助施行の任に當らしめ、健全なる身體を有する窮民には扶助の條件として勞働を強行し、且つ其救助に要する諸々の費用は之れを負擔し能ふ親戚の一人をして辨償の責を負はしむる等の規定にして、立法者の精神は失行的貧者の處分に就て嚴格なる方針を採るに在りたり、而して千六百一年に於ける該法の發布以後百五十年の間、此方針は實に良好なる結果を來たし、浮浪乞丐の徒大に其數を減じたり、加之ならず健全なる貧者は救助の條件の餘りに壓制的なるを恐れ、扶助を請求し出づる者の數は實に僅少なる有様なりき、其後千七百二十三年ヨルン第三の治世に於て、寺區及び寺區組合は窮民を收容するの目的を以て、各其管内に

一箇の教育場を設立するの權力を與へられたり、而して此改正に依り場外救助は殆ど廢止の姿となり、窮民の數は將に大に減少せられんとするの傾向を生ぜり、然りと雖ども惜い哉、其後間もなく此と全く反對の方針を有する改正案は國會を通過し、從て場外(即ち自宅)救助は寧ろ獎勵せらるゝの傾向を生じ、窮民の増加は實に驚く可きの有様となり、破産と零落は遂に全社會を脅かすの悲況を呈せり、則ち千七百六十七年ヨルン第三の治世に於ける窮民保護者の特設、同八十二年に於けるギルベルト法案の通過等は即ち之れが原因にして、千七百二十三年に定めたる教育場の規定をば全然廢棄せし、イースト法案として知らるゝ法文が、千八百十五年に於て發布せられたるの當時を以て最も腐敗の極點とす、此法案の通過後窮民は凡で各自の住家に於て自由に救助金の分配を受け假令へ勞働に堪え能ふ健全者なりとも、毫も教育場



内に入るを強制せられざるの有様とはなれり。此の如き有様となりたるより貧困の爲めに困む者は單に貧者のみに非ずして、彼等の勞働を使役する農工業の上にも亦た非常なる困難をば與へたり、何となれば前記の如く寛大に流れたる救助法の施行は、勢ひ勤勞を忌み嗜慾に耽り貯蓄の念に乏しき世の遊惰の小民輩に、多少の苦痛もなくして彼等及び其家族の生活を安全に保證すると同一の結果を生じ、從て彼等窮民も斯く寛大なる恩典の下に、自己の權利を主張せざるは愚の極みなるを覺り、憚らずして他人の勤勞に衣食する無數なる惰民の發生を見るに至りたればなり。

千七百五十年以降千八百三十二年に至る八十三年間に於て、救濟費の増加が如何に英國の良民に大苦痛を與へたるかは、左の一表の物語るが如し。

年	英克蘭及威爾斯の概算人口	救濟費支出高	人口一に付救濟費支出高
千七百五十年	六、四六七、〇〇〇	六八九、〇〇〇	二〇片
千七百六十年	六、七三六、〇〇〇	九六五、〇〇〇	三〇
千七百七十年	七、四二八、〇〇〇	一、三〇六、〇〇〇	三〇片
千七百八十年	七、九五三、〇〇〇	一、七七四、〇〇〇	四〇片
千七百九十年	八、六七五、〇〇〇	二、五六七、〇〇〇	五〇片
千八百十年	九、一四〇、〇〇〇	三、八六一、〇〇〇	八〇片
千八百十年	一、〇三七〇、〇〇〇	五、四〇七、〇〇〇	一〇〇片
千八百二十年	一、二〇四六、〇〇〇	七、三二九、〇〇〇	一三〇片
千八百三十年	一、三、九二四、〇〇〇	六、八二九、〇〇〇	九〇片
千八百三十二年	一、四、三七二、〇〇〇	七、〇三六、〇〇〇	九〇片

此他貧者が無謀なる結婚をなして自から養育し能はざる數多の兒童



を遠慮なく生み出だして窮民の増殖を速ならしめしが如き、或は一地方に於て労働者の欠乏を告ぐる時に於て、他の剩餘ある地方より無業の労働者を雇ひ入れんとする時も、彼等は態々他郷に出稼して骨折業に従事し、彼等自身に其パンを購はんよりは、己が故郷に晝寐して優遊坐食の特權を實行するの利益なるを覺り、爲めに生産の要素たる勞力の融通上に一大障礙を與へしが如きは、皆な之れ救貧法實施上の錯誤より生じ來りたるの禍なりき。

弊害斯の如くなれば政府も遂に千八百三十二年に至り之れが救正の目的を以て、一の委員會を設置するの止むを得ざるに至れり。而して其任命せられたる委員中には當時に於ける數多の名士を網羅し、其弊害に對する検査の方法及法文改正に關する審按參考等も頗ぶる精密丁寧を極め、就中補助委員の如きは英克蘭の各部を巡回して弊害の目證

を探求するに止まらずして、遠く海外に渡り諸外國に於ける窮民救助の方法に關して詳細なる取調に従事せり。此の如くにして彼等は充分に當時の救助法の弊害多き所以を發見し、急激的の一大改正の具に止む可からざるを認識せり。而して之れが結果として千八百三十四年一箇の改正法案は議院を通過し、爾後 *New Poor Law* として知らるゝ新救濟法の發布を見るに至れり。今ま吾人は此新法律に就て二三の觀察を下だすに先だち千八百三十二年の調査委員會が舊法律の産出せる多くの弊害に對し、如何なる發見をなしたるかに就き左に聊か述ぶる所あらんと欲す。

即ち *イーストポルン* を見舞ひたる一人の補助委員の話に依れば、救助法の保護の下に自己に當て籍められたる労働に對して窮民の請取る賃銀の高は毎週十六、シルリングの割合なりと雖ども、之れに反して該



地方に於ける普通労働者の賃銀は平均毎週十二シリングに過ぎず、此の如く窮民なる名稱の下に働く者は獨立の職業に従事する人民よりも毎週四シリングの過剰を得るの割合なれば、不言不語の内に窮民の増殖を奨励すると同一の結果を生じ、現に該委員の如きは同地に出張中或る二人の職工の妻が、何故に自己の夫は窮民てふ名稱の下に四シリングの餘得を収むるがために、其獨立の職業を廢せざるかを訝かり且つ怨言やくを聞きたりしとぞ。

北アゾオンシア及び其他數多の地方に於ては一兒の生るゝ毎に、相當否寧ろ過分なる養育費を其父母たる窮民に支給するとを許したるを以て、兒童の數の多きに從ひて扶助の金額は益々多きを來たし、爲めに家族少なき窮民よりも家族多き窮民は比較上高等なる生活を過ごすを得るの奇觀を呈し、不知くの内人口増殖實際を曰へば貧民

の増加に對して一種の強大なる人爲的剌激をば與へたりき。

又た最も悲む可き出來事は甚しき程度までに婦人の道德を害したるににてありき、即ち私生兒を有する婦女は公生兒を有する婦女よりも、其養育費として受取る可き救助金の高遙かに多分なりしかば、其結果は下層社會の婦人をして強て淫奔野合の風を盛ならしめ、彼等をして互に "The greater is your immorality the greater will be your pecuniary reward." と叫ばしむるに至りたり、而して此害を蒙むりたる者田舎の婦女を以て最も甚だしとなす。

取分けて可笑しき事は窮民等が救助法に依て供給せらるゝ扶助金を以て自家の世襲財産の如くに心得、從て他に獨立の稼業を發見するの必要なきを以て、或窮民の如きは祖父の世より三代の間連綿として、救助法の下に目出度一家の口を糊し、其年々寺區より下附せらるゝ金額



も常に一百磅を下だらざりし者ありしと云ふ。  
 更に窮民の勞働に對して寺區が通常以外に過分の賃銀を支拂ひたる  
 の一事は、人爲的に多數の貧民を造り出だせしに止らずして、彼等の心  
 中に窮民なる名稱の下に生活するとは、毫末の恥辱をも包含せずてふ  
 思念を發生せしむるの原因とはなれり。既に公然窮民てふ名乗りを上  
 ぐると聊か以て恥辱に非ずとせば、所謂窮民の増加を防がんと欲する  
 も豈に夫れ得可けんや。

窮民既に増加す、救助の費額亦た何ぞ増さざるを得ん、救助の費額茲に  
 増加す、救貧税の増進豈に止むを得可けんや。之れがため農家の如きは  
 生産の費用を差引きたる殘餘の利益は、悉く救貧税てふ魔神のために  
 一文残らず呑み盡くさるゝ有様とはなれり。是に於てか農民等は救貧  
 税を納めんがために勞働して、空しく骨折損の草臥儲けをなさんより、

寧ろ全然働きを廢して救貧税を免かるゝの益されるに若かざるを思  
 ひ、田舎寺の和尚は寺領の田畑を投げ出だし、村の庄屋は所有の耕地を  
 放棄して空しく雜草の生ひ茂げるに任かせたり。

ケムブリッヂに程近きシエルフォールドの村に五百、エーケル許りの地  
 面を有する或る一紳士の如きは、其土地に對して年々二百五十磅の救  
 貧税を支拂ひたりしと云ふ、而して此土地は果して幾何の利益を生ず  
 るやと云ふに、假令一「エーケル」の借地料を一磅と見做すも、其一ケ年の  
 總収入は未だ以て五百磅を過ぎず、故に彼れは其所有地より生ずる利  
 潤の半額は之れを救貧税のために奪ひ去られたるものなり。左れど此  
 は未だ救貧税のために彼れが被むりし損害の總てには非ずして、當時  
 農家は各自其資産に應じて各々若干の窮民勞働者を、必要あると否と  
 に係らず、其筋の強制に依りて雇役せざる可からざるの義務を負へり



しがため、該紳士も亦た不必要ながら若干の窮民を雇ひ、之れがため更に又た年々一百磅の損耗をば來たせり、即ち前記の救貧税額を合する時は五百磅の歳入に對して窮民救助法のために彼れが受けたる損失は實に三百五十磅の巨額に上べれり。然りと雖ども之れ亦た未だ彼が比較的ニ幸福なりし時代に於て、其後年を経るに從ひて救貧税の賦課額は愈々益々増加して殆ど底止する所を知らず、降て新救助法の將に呈出せられんとするの頃に及びては、救貧法に關して彼が支拂ふ損失の全額は殆ど五百磅以上に昇べり、遂に收支相償はざるとはなれり、茲に於てか彼れは最早や其所有地を放擲するの外他に詮術はあらざりき。

又た雇主に對して強て窮民労働者を使役せしめたるとは、其結果故意に正業者の職を奪ひたると同一にして、之れが爲め雇主は強制せられ

て新たに雇入れたる不熟練にして且つ不從順なる圖太き雇人を養はんがために、勢ひ從來使役せる熟練の職工を解備するの止むを得ざるに立ち至れり、而して窮民の犠牲となりて故なく其職を奪はれたる工人等は餘儀なく轉して新たなる窮民となり、或は變じて恐る可き盜賊となりたる者其數實に尠なからざりしと云ふ。

以上は即ち英國に於ける舊救貧法の生み出したる弊害の數例に過ぎざり、雖ども略ぼ其状態を説き盡くせるを以て、今より左に千八百三十四年の新法律が如何なる結果を社會に持ち來たせしかに就き聊か觀察の眼を凝らさんと欲す。

元來千八百三十四年の新法は千六百一年のエリサベス法に比し、決して根本的の差異を有するものには非ずして、其改正を促がせし原因は必ずしも組織の不完全なりしがためにてはなく、専ら自業自得的の貧



困 (Voluntary pauperism) に對して施す可き必要なる取締を寛弛したるとも、救助施行の方法上甚だしく濫授の弊を醸したるともに職由せずんばある可らず。

今ま試みに新法改正の主なる點を擧ぐれば、教育所の組織を復活し、賃銀補給の制を廢し、監督者の任命を定め、會計検査の法を立て、私生兒の養育は父たる男の責任として、其母たる女に扶助金を與ふるとを廢したる等は、其最も主要なる部分にして、疑もなく此改正は頗ぶる良好なる結果を生じ、從て改正以前に在ては屢々人口一に對して十、シリング以上、乃至六、シリング以上、乃至五、シリング乃至六、シリングの間、に止まるととはなれり、而して其最も低減せられたる時は、即ち自由貿易法案の議會を通過したる時代にして、爾後復た漸次増加の傾向に走れり。

此の如く千八百三十四年の新法が頗ぶる多くの改良を持ち來たしたるは、争ふ可からざるの事實なりと雖ども、而かも舊法の下に醸されたる諸々の有害なる影響が、今も尙ほ盛に行なはれつゝあるは、之れ亦た吾人の否む能はざるの事實なり、而して其然る所以は全く同年の新法が最も弊害に富める教育場外の救助に對して、絶對的廢止の方針を探らざりしに歸せざんばある可からず。

現時我日本帝國に於て恤救規則の下に施行せらるゝ窮民救済の方法は、悉く場外救助 (Out-door relief) 即ち自宅救助にして、慈善家の手に依て立てられたるものゝ外、教育場の設立は國中殆ど之れなきの有様なるにも係はらず、幸にして英國の如き惡結果を生ずるとなかりしは、其原因一は人心の腐敗の比較的甚だしからざると、他は救助の範圍の至て狹隘なるとに存す可しと雖ども、尙ほ窮民救済の目的を全ふせんと欲せば、後來一



層完全なる法律を造りて、已むを得ざる事情ある者の外は成る可く凡ての窮民を教育場内に收容し、或は絶對的に場外救助を禁止するの方針に依りて、救貧法に伴ふ諸種の弊害を未發に防止するの策を畫せざる可からず。

第一に自宅救助は窮民の増加を促がすものなり、何となれば窮民に取りては教育場は一種の牢獄の如き心地せられ、從て彼等の過半は之れに入るを喜ばずと雖ども、之れに反して自宅救助を仰ぐ窮民は宛然一箇の受恩給者の如く、坐臥進退毫も束縛の憂なきを以て、前者の場合には救助請求を躊躇せし者も、後者の場合には喜び勇みて之を受くるの有様なればなり。今ま其實例を示めさんに英克蘭に於ては自宅救助の數頗ぶる多く、之れを場内救助の數と比較するに殆ど八と一との割合を保てり。又た愛爾蘭は從來成る可く自宅救助を禁ずるの方針を採り

たるを以て、近年に在ても其數頗ぶる少なく、從て場内救助との比較も其割合全く反對にして、後者五に對して前者の數は僅々一に過ぎず。而して斯く異なりたる二國間の現象は、果して如何なる結果を箇別に持ち來たしたるか云ふに、世人の熟知する如く愛爾蘭人民は有害なる借地法のため一方ならぬ疲弊を來たし、人口一に對する所得高の如きも之れを英克蘭人民に比較する時は、僅かに三分の一に満たずと雖ども、而かも其窮民の數は單に倫敦一市の窮民數の二分の一にも及ばざる程の小數なりと云ふ。

嘗てホルボルの近傍に住める二三の民は彼等が寺區より給與せられたるパンをば、廉價にて他人に賣渡たせし事露顯して捕縛されたるとありたり、而して此は全く偽はりの窮民にて、自己が寺區より惠まるパンをば賣捌きて一種の錢儲けを企てしに在りしと云ふ。



又た或家の如きは親子四人の生活にて、夫は多年瓦斯會社の職工を勤めし者にて現に毎週十二「シルリング」の恩給を受け、妻も亦た洗濯を業として毎週十「シルリング」乃至十四「シルリング」の収入を得、又た二人の男兒も各々聖書會社の丁稚となりて若干の賃銀を稼ぐが故、實際に於て毎週の所得は平均三十「シルリング」に下ならずと雖ども、巧みに其收入を隠蔽して陽には窮民となり以て四「シルリング」十「ペンス」の救助をば毎週寺區より受取り居たりしとぞ。

元來蘇格蘭人は勤儉儲蓄の念に富める民なりしも、千八百四十五年に於て該國のために新救助法の發布せられたりしより以來、自宅救助は英克蘭に於けるよりも尙ほ一層寛大なる方法に依りて給與せられたるが故、自然尙む可き彼等の氣風を腐らして到る所に惰民の發生を來たし、遂に人をして自宅救助は「A gift upon the people to enable them to do

without work.”なりとの感を抱かしむるに至れり。

事態此の如くなれば納税者の苦痛も亦た決して一方ならず、之れがため中等社會の人士にて相當の財産を有する者も、間々表面上其所有權を他人に移して成る可く救貧税の賦課を免かれんとを力めたりし者ありしとぞ。

自宅救助の弊害其れ實に此の如しと雖ども、而かも尙ほ或論者の如きは場内救助インドア・リリーフに伴なふ二箇の困難を數へて、自宅救助の絶對的に廢止す可からざるを説く者あり、即ち其困難とは

第一、場内救助に要する費用の自宅救助に要する費用に比して多額なること

第二、場内に養はるゝ窮民の風儀の頽敗すること

との二件にして兩ながら全く無根據の説には非ず、然りと雖ども此は



畢竟皮相の見解にして、左の數言は能く其蒙を啓くに足るものあるを信ず。

第一、場内救助は自宅救助に比して費用多しとは單に一人當りの算當を云ふものにて、全社會の負擔より云へば總ての窮民を教育場内に收容する方大に經濟的なり。即ち自宅救助の盛なる英克蘭に於ては人口一に對する救貧税額殆ど六、シリングの多きに上ほれりと雖ども場内救助の盛なる愛爾蘭に在ては其額僅かに三、シリングに過ぎず。第二、風儀の類取は法律實施上の誤謬より生ずる弊害にして、決して制度其自身に附隨する固有的の弊害には非ず。

抑も無制限に近き慈善倒れの救助法は、寧ろ救助法なきの愈されるに若かず、蓋し惰民の發生は必然國家衰滅の一大原因にてあればなり。若し將來我邦のために新らしき救濟法を制定せんと欲する者あらば、須

からく過去の實例を鑑みて焦心熟慮其事に従ふ可きを要す。

吾人は現今の恤救規則を以て悉く満足する者には非ずと雖ども、又た其弊害の少なきを喜ばずんばある可からず、然り而して若し吾人をして遠慮なき希望を述べしめば、第一官金救濟の制を廢して之れを自治的團體たる各市町村の責任とし、以て救濟費負擔上の不公平を治し、第二には各市町村内に窮民視察掛とも稱す可き一種専門の吏員を設けて常に貧民の状態を熟察し、救助を要す可き窮民には彼等が自殺を企て或は餓渴して斃るゝ等の事なき前に、緩急を違へずして之れが救助を盡さしめ、又た第三には目下の自宅救助を廢して毎市町村に各々一箇或は數箇の教育所を設け、救助を要する總ての窮民を之に收容して、自宅救助より生ずる諸々の弊害をば未發に防ぐの策を採らざる可からず、更正此の如くにして吾人は初めて救濟の事業をば稍や完全に近



かゝらしむるを得べきか。而して吾人の計算に依れば此改正のため我邦に於て新たに加重せらる可き救済費の高は其現在に超ゆると僅かに五萬圓に過ぎずと信ず。

以上は即ち既に窮境に陥りたる者に對して施す可き所の方策に過ぎずと雖ども、更に一步を進めて豫め彼等をして其窮境に陥るとなからしむるの策も、亦た併せて茲に講ぜざる可からず。

如何にせば労働者をして彼等が業を失なひ、疾に罹り、或は老衰に陥りて収入の途を杜絶せられたるの時に於て、其饑渴を免かれしむるを得べきや。此問題に對して通常提出せらるゝ所の答案は大約左の三種に限れり。

- 一、平時に於て労働者自身をして蓄積をなさしむると。
- 二、同業互済組合を設けて會員共済の法を立てしむると。

### 三、強制的に保険契約をなさしむると。

先づ第一の答案よりして考へんに、勤儉は人間の諸徳中最も根本的の一にして、若し之れなくば、自由も獨立も平和も自重も凡そ人生の享有し能ふ一切の幸福は決して生じ來たるものに非ずして、社會の發達も文明の進歩も、畢竟吾人の祖先が前額に汗して勤勞し且つ蓄積したるの結果に外ならず。

晴天の間に雨天の用意をなすとは之れ人としての當然なる務なれども、而かも労働者社會に於ける蓄積心の欠乏は亦た疑ふ可からざる事實なり。例へば日當三十五錢を稼ぐ大工に取りては、勿論家族の大小に依れども、内三十錢を生計費に充て、残りの五錢は之れを老後の準備として貯蓄し置くとは、餘り困難を感ずるの事業には非ざる可し。然るに實際に於ては日々五錢宛の蓄積をなすと等は、偕て置き、時としては



五錢宛も日々負債を作る等の如きは決して珍らしからぬ事實にて、其原因は全く彼等自身が卑しき口腹的の嗜慾若しくは下等なる禽獸的劣情の奴隸となりたるがために外ならずと雖ども、而かも現在に於ける儲蓄奨励法の完備せざるも亦た大に與て力あるものと云はざる可からず。現今我邦に於ける郵便貯金法が其預金の最低額を十錢と定めたるが如きは、決して細民の貯蓄心を奨励するの仕方には非ざるなり。一言の下に十錢とし云へば誠に輕少なる金額の如くに聞ゆれども、目下日本に於ける労働者賃銀の程度よりして之れを考ふる時は、十錢の金は寧ろ大金の觀なくんばあらず。

今ま試みに明治二十五年中に於ける全國の各種労働者が終日勤務の報酬として受取る所の賃銀を示めさば、其平均大略左の如し。

職 業 一日の賃銀(下等) 職 業 一日の賃銀(下等)

石	洋	船	瓦	左	大	木	經	疊	建	家
工	立	工	職	官	工	挽	職	職	具	根
指物職	鍛冶職	和服立	染物職	綿打職	活版植字職	日傭人足	農作男	絲線女	平均	平均
二四・二	二三・四	二二・六	二二・一	二二・七	二二・四	二〇・五	二〇・四	二〇・二	二〇・一	一九・八
一九・七	一九・二	一六・一	一五・四	一五・二	一五・一	一四・六	一二・一	九・八	一八・七	一八・七

前表の示めす所に依れば我邦下等労働者の平均賃銀は僅々十八錢餘に過ぎざるを見る可し、而して此二十錢にも満たざる小額を以て一日の収入となす彼等に取りては、十錢の貯蓄は決して容易の業と云ふを



得ざるなり。吾人の考案に依れば現今の貯金法に一の改正を加へて郵便印紙貼付法を實施し、細民をして一錢なり或は二錢なり彼等が爲し能ふ全力をもて郵便印紙を買入れしめ、之れを貼付用紙に貼付して其價額の漸次十錢乃至二十錢となりたる時を待ち、更に之れを普通の郵便貯金に改めしむるが如き、或は五十年前英國に於て「ペンニーバンク」が發せし一錢銀行 (Penny Bank) の如きものを多く設立して貯蓄の方法を容易ならしめ、以て彼等の蓄積心を獎勵するが如きは、最も緊急必要の手段なりと信ず。

其他同業者組合即ち Trade Union の如き組織を設けて、會員互濟の方法を立てしむるが如き、或は強制的の保險を施として、死後若しくは老後に於ける豫ての用意をなさしむるが如きは、労働者の危険を保護し其幸福を増進せしむる點に於て最も有効なる手段の一なり。又た更に進

みては無業労働者救済の策として講ぜらる可き移民政畧若しくは窮民増加の豫防策として用ひらる可き結婚年齢の制限等は、特に緻密なる考案を値するの問題にして、吾人社會論者の一日も忽、諸に附す可からざるの急務なり。

人は生存するの權利を有するが故に、労働に従事することを要求するの權利ありとの説が、果して正當なるや否やは措て問はず。貧者を貧者として放棄せよ生存競争の結果は劣者亡びて優者存し、社會は終に一度失なはれたる樂園に復歸す可してふ、社會的進化論者の議論が、眞理なると否とは必ずしも茲に尋究せざる可し。然りと雖ども社會全體の共同的產物たる文明開化の便益が一部少數の人士に專有せられて、人口の九十九プロセントを有する下層労働者の状態が、依然暗黒時代の奴隸の如くに禽獸と其伍を同じくし、職業を失するも訴ふるに所なく、饑



ゆれば死するの外なき彼等の窮境に至ては、果して之れ平然看過し得らる可きの現象なるや。

利益配分の制度は如何、共働生産の制度は如何、更に又た進みてはサン・シモン<sup>シモン</sup>の唱道せしが如く生活の手段を缺ける失業者に對し、國家をして職業を與へしむるの制度は如何、疑もなく此等は有効なる救濟の手段たる可し、然りと雖ども以上述ぶるが如き諸々の手段方法等に就て、其利害得失を詮索するとは吾人今ま茲に之れを爲さざる可し、唯だ本項を結ぶに當り特に記して社會の同感を惹かんと欲する所は、世の所謂富豪家をして救貧法の範圍以外に於て窮民救濟に關する榮譽ある任務を負擔せしめんとするに在り。

吾人は敢て茲に榮譽ある任務と云ふ、何となれば此事業は將に地に墜ちんとする富豪家の名譽を保全し、併せて其幸福を支持する最良の手

段たるを以てなり。カール・マルクスの曰ひけん如く資本の増加は奪奪の結果なりとするも、將た又た勤勉の結果として彼等が當然受く可き報償なりとするも、富豪家たる者は今や是非共社會に對して應分の寄進をなさざんばある可からざるの位置に立ち、レヴェウ、オプ、レヴェウス<sup>レヴェウ、オプ、レヴェウス</sup>の記者は曰く『目下の最大事業は富豪家を教化し彼等をして社會に對する彼等の責任を悟らしむるに在り、萬一此事業にして發企せられざるか或は又た成就せざる時は、遠からざる未來に於て彼等の富は奪はれて人民全體の所有となり、其能力、勤勉、才智より生じたる諸々の結果は國民一般の利用する所となるに至る可し』と、富豪家若し其寄進を拒むならば社會は多分其所有物を強奪す可し、何となれば絶對的に平等を來たせんと欲するの希望は善しや一箇の「ユートピア」に過ぎざるとするも、偶然の結果たる誕生より生ずる不平均を廢して、能力の差等



より生ずる不平均をのみ存在せしむるは寧ろ望ましき事なりてふ社會的意志は、爾後益々強大ならんとするの傾向を有すればなり。

富者の道に入るは駱駝の針の穴を通ずるよりも難たしてふ諺の如く、富豪家をして彼等が社會に對して負ふ所あるを悟らしめ、名を好むの心よりするに非ず眞箇同胞を愛憐するの熱情よりして、應分の寄進をなさしむるの事業は實に難中の難事なり。然り而して此難事をば負擔し、所謂富豪家を教化して彼等の位置を悟らしめ、以て愛憐の美事を濟さしむるの任務は、宗教家其者を措て他に之れを負ふ可き者あるを見ざるなり。

フ、ヒテ曰く“Der Gelehrte ist ganz vorzüglich für die Gesellschaft bestimmt.”と社會の爲めに特に選定せられたる者豈に海れ管だに學者のみと云はんや、宗教家は實に其最たる者にてあるなり。社會を塵の憂世と賤しめ

宗教界を無二の淨土と誇りつゝ、居常手を袖にして面壁自から高しとする所謂一種の宗教家を見る毎に、吾人の心は常に燃ゆるが如し。

社會を離れて宗教何處にか在る、神祇ありと云ふも神祇なしと云ふも、贖罪の道ありと云ふも否と云ふも、人を離れて其れ何の必要ぞや、吾人は信ず斯かる宗教家は眞に社會の贅物なりと、區々たる教理の争論に齟齬として他を顧みるに遑なき神學者は今日に要なし、益なき本山争ひと愚民籠絡より他に仕事なき佛教家は須らく懺悔す可し、又た論ずるには足らざれども、愛國の眞義を曲解して濫りに國家と唱へ國牀と叫びて、時流に投ずる山師的の神道家は寧ろ慚死するの勝れるに若かず。今の時に當り先づ寐より寤む可き者は宗教家に在り、夜は明けぬ日脚は既に高し、彼等が貧民の友として彼等を救助するの目的を持し、所謂富豪家の教化訓導に力を盡さんがため袂を蹴て起つ可きの時は今



なり。嗚呼彼等の任亦た重い哉。

富豪家の手に依て爲され可き社會的事業素より其れ多岐なる可し、然りと雖ども吾人が特に彼等に待つ所のものは、下層労働者に對して最も清潔にして且つ有益なる快樂(寧ろ Ethicalness)を與ふるの事業に在り。

人は誰れにても快樂なしに労働を繼ぐると能はざるなり、浩然の氣を養ふ者は上士にして、口腹の慾を樂む者は即ち之れ小人のみ。讀者は一日十二時間以上の作業に服して月を踏みつゝ、家路に歸る労働者等が、終日の疲勞を補なはんがために樂む所の快樂は果して如何なるものなりと想像するか、彼等素より上士に非ず、思を幽玄の境に馳せて徐るに浩然の氣を養ふ底の快樂は彼等の決して味ひ能ふ所に非ざるなり、唯だく彼等が其全心を傾けて喜び樂む所は、晚餐の一酌に陶然とし

て無何有の郷に逍遙遊するの一事に在り、左れど吾人は酒屋の隣は常に牢屋なりとの諺の如く、彼等の快樂とする所は最も危險にして且つ又た最も有害なるものたるを記臆せずんばあらざるなり。労働者の状態が年毎に墮落し來りて遂に現今の慘狀を呈するに至りしは、嘗だに彼等の収入が競争等の結果よりして減殺せられたるがためのみには非ずして、其大部分の原因は全く彼等に於ける嗜酒の惡弊に歸せずんばある可からず。

噫飲酒、爾に依て人の品性が如何程にまで賊せられたるよ、噫飲酒、爾に依て神聖なる家庭が如何に褻瀆せられたるよ、貨財を呑むものは酒なり、子女を穢するものは酒なり。労働者の地位が零落と非運の谷間に葬り去られし所以のもの、蓋し耽酒の惡徳に因ると最も多しとす。

労働者の位置と幸福とをして比較的に進せしむる最良の方策は、賃



銀の増騰にも非ず、八時間労働の制限にも非ず、將た又た同業者組合の設立にも非ずして、實に飲酒の惡弊を彼等より除き去るの一事にあり、彼等が蓄積心に乏しきも、遺傳的貧困の裡に子孫をして踴躍の氣象を失なはしむるも、更に進みては彼等を驅て窮民とならしめ、又た罪人とならしむるも、詳ばらに詮じ來れば、其因由の大部分は滴一滴の酒よりして醸出せられたるものにてあるなり。

飲酒の百害に就て彼等は未だ無智なるか、否々彼等は寧ろ既にラビたるなり、而かも尙ほ之れを斷つ能はざる所以のもの、實に之れ彼等が有する唯一無二の快樂にてあればなり。衛生上より經濟上より將たまた風救の點よりして飲酒の弊害を述べ立つる、理屈一遍なる禁酒主義の説法は餘まり大なる効力あるものに非ざるなり。若し夫れ眞に彼等をして飲酒の巨害を感じ、決然之れを斷たしめんとすれば、吾人は須らく

飲酒に換ふ可き一の新たなる快樂をば彼等に供給するを要す、而して若し此方法に依るとなく一向に彼等を強て禁酒の主義を奉ぜしめんと欲するの結果は、百年黄河の澄むを待つが如けん。新らしき快樂、而かも清潔にして有益なる快樂とは果して何を意味するか、又た如何なる方法に依り彼等をして此新快樂を享有せしむるを得べきか、而して又た此提説は果して實行に適す可きものなるや。吾人は今ま此三箇の問題に對して聊か左に開陳する所あらんと欲す。

吾人の考案に依れば先づ全國の富豪家をして自己の住居する各市町村内に、土地の廣狹人口の疎密等に應じて一箇乃至は二箇以上の巨大なる旅館的の家屋を建設せしめ、且つ適當なる家具を備えて、爲し能ふだけ低廉なる借料を以て之れを労働者に賃貸するを要す。

抑も家庭の慰樂なるものは人生の享有し能ふ幸福中最上々のものに



して、人は之れに依りて終日の勞苦をば忘れ去り、而して更に復た新らしき活力を養ふを得るものなり。然りと雖ども、哀哉現今に於ける一般の下層勞働者は、不幸にも此快樂をば享有し能はざるの狀態に在り、何が故に然るか、蓋し其原因數多ある可しと雖ども、適當に具備せられたる家屋の「欠乏は確かに其主因の一に居るなり。

素より人訪はぬ片山里の草屋にも、和氣洋々の小天地なきにしもあらずれど、此は最も稀れなる例外にて、活潑なる精神は健全なる肉體に宿るが如く、清らかなる「スウ・カ・ト、ホー」の快樂は必然適合せる住家の内に發見せらる可きものにてあるなり。飢寒窟の實狀に就て吾人は茲に多言せざる可し、然りと雖ども、囚獄に髣髴たる彼等の住家は、寧ろ彼等の快感を殺ぐものたるの一事に至ては、吾人之れを斷言して毫も憚らざる所なり。

然り而して吾人の考案たるや、決して單に彼等のために適合せる家屋を供給するのみを以て満足するものに非ずして、此は寧ろ豫備の一段たるに過ぎざるなり。

備て此に決定す可き第一の問題は、勞働者が從來の住家を棄て、此新設の家宅に移轉するとは、果して出來得べきとなるや否やに在り。吾人の見る所に依れば、彼等は喜んで此新館に移轉す可きを信ず、何となれば世上普通の賃貸家屋なるものは、其本來の目的とする所營利に在りと雖ども、茲に考案せられたる新設の家屋は、寧ろ慈惠的の設置なるが故に、經濟上の點に於て從來の賃貸家屋は先づ第一に敗北すべきものなればなり。又た茲に無賃貸興を唱へずして、低廉ながらも多少の借家料を支拂らはしめんと欲するは、抑も別に目的の存するに於て、畢竟精神的に彼等を殘害せざらんを欲してなり。而して又た近年米國にて



行なはるゝが如く、斯く設備せられたる完全の家屋をば、年賦拂込の仕事方をして漸次其建築費を所有主に償却し、終に労働者自身をして該家屋を共同的に所有せしむる方法の如きは最も至便の良策なりとす。

第二に起る可き問題は如何なる種類の快樂を彼等に供給す可きやと云ふに在り、新館自から新館の規則なかる可からず、飲酒は須らく嚴禁す可し、而して之れが換りとして吾人は彼等に對して如何なる快樂かを與へざる可からず。

吾人が與へんと欲する新らしき快樂は音樂に在り、即ち一日の勞役に甚多く其活力を消磨せる可憐なる労働者を一堂に會して、高妙優美なる至快至潔の樂調の内に其俗腸を洗ひ其心耳を澄まさしめ、傍ら宗教的或は道義的教訓を加へ、若しくは“Self-Help”的又は“Fidelity”的の講話をば、平易に愉快に施として、彼等をして眞箇皇天の畏敬すべく、義の重

んず可く、愛の慕ふ可く、勤勉の尙む可く、人として生を享くるとの如何にも尊貴にして、且つ樂む可きものなるを覺らしめ、而かも現在の分限に處して尙ほ平和と満足の謝念に充たされつゝ、確く理想を望んで其生活の歩武を進ましめんと欲するに在るなり、吾人素より音樂に明通し居る者に非ず、然りと雖ども吾人は又た其徳の至盛なるとと、其感化力の至大なるととを深く信じて疑はざるなり。

昔は僧都俊寛鳥も通はぬ鬼界ヶ島に流されて、遙かに天涯萬里の故郷を夢み萬恨止むなきの内に在て、聊か彼れを慰めたる所のは即ち音樂にてありしなり、彼れ細枝を撓はめて樹皮を張り怪しげなる一挺の手琴を造り、月夜潮聲の攀々松籟の颯々に和して、獨り自から其憂悶を遣りぬ、蓋し音樂は慰め手なればなり、偉人保羅捕はれてサイラスと共に一夜ピリピの獄内に聖歌を唱ふ、餘囚沈然耳を傾けて之れを聞き、



感極て涙滂沱たりし者ありしと云ふ、蓋し音樂は人心最奥の琴線に直觸して、天來の呼號を以て其清醒を促起するものなればなり。吾人は茲に快樂としての音樂を説けり、然りと雖ども音樂は皆だに娛樂のみには非ざるなり、先哲曰く『先王之制禮樂也、非以極口腹耳目之欲也、將以教民平好惡而反人道之正也』と、音樂が清潔にして而かも有益なる *Erfrischung* たる所以のもの、蓋し其根底の茲に基するあればなり。

### 第三章 感化教育と犯罪の救治

犯罪救治の最良の手段は感化事業にあり、之れ恰も病者を治療するの醫術よりも、疾病を未發に豫防するの衛生術が尙ほ一層大切なるが如し。監獄の改良も出獄人の保護も目下緊要の問題なり、然りと雖ども不長少年を矯正して、彼等が未だ全く罪惡の淵に沈淪し果てざる内に、彼等を導きて各々一箇の良民たらしむるの感化事業は、緊要中の最緊要の問題なり、威力を用ひて人を制馭するは未だ必ずしも難事にあらず、然りと雖ども人心を指導啓發して其が好惡なる心狀を感化矯正するの事業は、實に最大の難事なり、故に感化事業は其制度の完全無缺なるを要すると同時に、之れが衝に當るべき人物の亦た完全無缺なるを要す。制度如何に善美を極むると雖ども、矯正の任を擔ふ當事者にして、或は高潔偉大なる達徳の士に非ざるあらば、美なる制度は徒らに死物と







以上十九歳までの少年にして、此五箇の年齢は所謂無邪氣なる幼年より血氣壯なる青年に轉ずる即ち過渡の時代にして、人の一生に取りて最も危険極まれる時代なりとす。

年少犯罪者を監獄に投ずるの結果は如何、由來監獄は惡事の修練場なり、恐る可き極惡無道の罪人は各々犯罪學の講師として、己が四邊を圍繞せる幾多若輩の同囚を誘化して、彼等の終生を限りなき墮落の内に導きつゝあるを知らずや、完全なる監房別異制の施行せられざる限りは、監獄は到底犯罪養成の場所、に外ならず。然らば即ち世の不肖少年を收容して、其將來を保護するの目的を以て彼等を誘導矯正し、積極的に國家の良民たらしむるの設備は、必ずや監獄若しくは懲治場以外に於て之れを求めざる可からざるなり。之れ感化院の世に必要な所以なりとす。

某當局者嘗て余に語て曰く、少年犯罪者を監獄に投ずる現今の制度は誠に恐かしきの極みなり、何となれば監獄は彼等に取りては惡事の幼稚園にして、其内部に於ける不良なる交際は勢ひ彼等を驅て、首尾よくも一人前の惡漢たらしむるに至るものなり、故に此等の年少者は其初犯の折には之れを監獄に投ずるとなく、勿論判事の見込みにも依るべけれど、寧ろ背部若しくは臀部に點灸を施として、其儘放免しやるを可とす、と言甚だ奇なるに似たれども、其主意とする所は頗ぶる吾人の意を得たるものあり、而して『罪論』の著者として有名なるライランズも亦た其書中に、之れと類似せる説を主張したるとありたり。

又た年少者を監獄に投ずる他の弊害は、第一彼等をして自重の精神を失なはしむるにあり、何となれば彼等の心中に『一度臭き飯を食したる上は最早や汚れたる身軀なり』との感覺を起し、且つ監獄の意外に恐



ろしからざる場所なるを知りて、遂に毒を啖はし皿までも舐らんと  
精神を惹き起すに至るを以てなり。惜て一度此の如き心狀に陥りたる  
者は、如何に威容を搔い繕ひたる教誨師等が御勤め半分の説法に舌根  
を潤らせばとて、決して容易に改善の實を擧げ能ふものには非ず、斯く  
して憐むべき彼等は次第に墮落の途を急ぎ、終には常習的犯罪人と  
化し了はるなり。

更に又た他の一弊害は、出獄後の彼等が甚だしく世人の擯斥を受けて  
殆ど社會上の交通を遮断せられ、遂に犯罪を除きては他に一身を支持  
するの術なきに立ち至らしむるとなり。英人エドウヰン、ワッフ嘗て『囚獄  
の見證』と題する一書を著はし、書中に自己の見聞せる一事實を記して  
曰く

一少年ありき、生れながらにして、眇なれど、心根はなか／＼に賢き

兒にてありし、左れど不幸にも家貧なりしかば、彼が日々の職業は定  
まりなき其日暮らしの日儲積ぎにてありけり。或日不圖出來心にて  
窃盜を働き之れがため囚獄に送られたり、司獄官は彼に造靴の職を  
其日課として定め與へぬ、而して數週間を経たる頃彼は敏捷にも一  
通りの造方をば會得したり。彼心密かに思ふ様、幸に出獄の日に遇は  
し我は此業を勵みて老ひたる母を養ひ、且つ家産をも起す可しと。  
入獄後十三週の日子は夢の間に過ぎて、彼が刑期は満ちて無事出獄  
を許可せられたり。彼は豫期の如く造靴工たらんと欲し、或靴舗に至  
りて其旨を告げ併せて造靴に必要な二三の器具を貸與せられん  
とを乞へり。左れど豈に圖らんや、靴舗の主人は彼が一度囚人たりし  
の故を以て彼を疑ひ、器具の貸與を拒絶せしのみならず、賃工と  
して自己の商店に出入するとをさへ無情にも肯んぜざりし。



と、吾人は蓋し年少犯罪者に對する監獄の害は實際ラッフ氏が右に述べたる所に比して、一層甚だしきものあるを信ずるなり。

又たチャーレス、リスタルは千八百八十七年の九月二十一日一書を『ザ・マンチエストル、ガルデアン』に寄せて曰く

二十五年間の経験と數多の司獄官の物語る所とに依り、余は禁錮の宣告ほど初犯の罪人特に其年少者を害なふとの甚だしきもの、他にあらざるとを斷言す。而して其刑期如何に短少なるも、其害は實に初犯者の終生に及ぼすものなり。獄中に在て彼等が俱に交はる所の他の囚人、彼等が強ひられて爲す所の勞役、加之ならず監獄内部の眞の光景等は、彼等を變成して遂に常習的犯罪人たるに至らしむるなり。假令其刑期は一ヶ月にせよ、或は二週間にせよ、或は又た單に一週間にせよ、其期日内に獄中の空氣は、能く彼等有する總ての善良なる

感情を腐らせ盡くすの魔力を有するものなり。

と、豈に恐る可きに非ずや、故に吾人は徹頭徹尾初犯の年少罪人をば監獄に送致するの不可なるを主張せざんばあらざるなり。是に於てか感化院の必要愈々切の切なるを覺ふ。

元來感化院なるものは單に法律を破りたる少年のみを收容する所には非ずして、假令未だ罪を犯かさざる者と雖ども性質不良にして將來に危険の虞ある者、或は父母の監督不行届にして浮浪の生活を送り、若しくは袖乞ひ等をなしたる者をも併せて收容し、彼等を感化矯正して生産的の良民たらしむるの責任を有す可き所なりとす。故に感化院に收容す可き少年の種類なるものは、恰も監獄に於ける囚徒の種類も之れに應じて數種の區別ある可きを要す。



英國の制度に依れば該國には二種の區別あり、一を感化院 (Reformatory School) と云ひ、他を工藝院 (Industrial School) と云ふ、而して此二箇の感化主義學校は各々其收容する院兒の種類を異にす。即ち工藝院の方は未だ實際に處刑せられざる初犯の少年を養ふ、感化院の方には一度以上處刑せられたる者をば收容する所なりとす。而して此兩院は亦た男院と女院とに區別せられて、各々初等教育の課程を具備せり。今ま少しく其摸様を述べんに、男兒の感化院は皆な各々園畝の設けありて、院兒は共に耕耘の業を力め、又た其多くは院兒をして衣服并に靴等の製造及び修理を爲さしむ、又た女兒の感化院は調理、裁縫及び家婢の職務等を教授し、且つ洗濯場の設けありて、院兒をして衣服等の洗濯をば自から爲さしむ。工藝院の方も亦た感化院の課程と殆ど同様にして、男院に於ては裁縫、造靴、大工、印刷等其他數種の技術手藝を教へ、女院

に在ては調理、裁縫等の方法を傳習せしむ。而して工藝、感化兩院とも右に示めしたる課程の外、各々院兒に對して道義的教訓を加ふると勿論なりとす。英國に於ける此の感化主義學校の成果頗ぶる満足すべきものにして、千八百五十年以降該國に於て刑事犯罪人の數が非常に減退したるも、全く右事業の成功より生じたるの結果なり。今ま感化院及工藝院視察官の報告に依り、千八百八十二年より同八十四年に至る三々年間の入院者及び改善者の實數及び割合を示めせば、即ち左の如し、但し死亡者及び他院へ引き渡したる者は之れを除く。又た左表中特に注意すべき點は、工藝院に於ける成果の遙かに感化院に比して優ぐれたるとなり、而して此は全く工藝院に在ては其入院せしむる所の院兒が、感化院の少年よりも罪惡の經歷比較的淺きもの



なるが故、自然矯正の功を奏し易きに由る。  
工藝院の成果

入 院 者	入 院 者		百 分 比		平 均
	男	女	男	女	
改 善 者	六、五〇七	一、四七三	八二	八三	八三
改善したるが如しき 雖も疑はしき者	二二〇	一四三	三	八	五
感化の効なくして處 刑せられし者	三五五	二六	五	一	三
成 果 不 詳	八〇六	一四三	一〇	八	九
合 計	七、八八八	一、七八五	一〇〇	一〇〇	一〇〇

感化院の成果

此統計表に依れば工藝院の方に於ては全然教化の効を奏し得たる者  
總員の八割三分、感化院の方に在ては七割五分にして、兩院を通じて入  
院者の七割九分即ち全數の殆ど十分の八は、幸にも其不良の性質をば  
矯正せられたるの割合なり。  
又た之れよりも一層に良好なる結果を收め得たるは、即ち佛蘭西國

入 院 者	入 院 者		百 分 比		平 均
	男	女	男	女	
改 善 者	三、〇〇〇	六六〇	七七	七三	七五
改善したるが如しき 雖も疑はしき者	八一	九七	三	一一	七
感化の効なくして處 刑せられし者	五六九	四六	一四	五	一〇
成 果 不 詳	二五七	九九	六	一一	八
合 計	三、九〇七	九〇二	一〇〇	一〇〇	一〇〇



トレイの感化院にして、創立者ドメッツの存生中其直接の感化に依て、總院見の入割五分をば全く改善の域に立たしめ得たりと云ふ。驚く可きの結果に非ずや。而して吾人は此事實より續釋して、感化事業の成功が向後尙ほ前述の程度を保ち得る時は、將來諸開明國に於ける罪人の數は過去及び現在に比して、非常の度に迄で低減せらる可きを信ずるなり。

トレイ感化院は殆ど世界の模範感化院とも稱せらる可きものにして、實に千八百三十九年の創立に係り、假令年代に於ては英國に於ける最初の感化主義學校たるウオルウツキシア工藝院の設立に後るゝと二十一年なりと雖ども、眞に實際的効果を世に提供して、感化事業の社會の改良及び犯罪の救治に至大の關係を有すると、廣大なる規模を以て之れを實施するとに依て、社會の幸福の一層に増進せらる可

きとを、初めて世界に向て明白に證據立てたるものは即ち該院にてありしなり。

トレイ感化院が如何にして斯くも美はしき成功を遂げたるやと云ふに、蓋し創立者ドメッツの實施したりし制度の完美なりしと、及びドメッツ彼れ自身の爲人が如何にも他を感化するの徳に充ち足れりしとに由るものにして、一言を以て之れを掩へば、彼は愛の精神を以て其事業を成功せしめたるものにてあるなり。試みに該院の制度を述べんに、彼は其感化院を家族主義を以て組織したり、即ち全院の児童を若干數の家族ファミリーに分割し、毎家族の人員を四十人と定め、各一人宛の大人を附して監督者となし、假に其名を『父さん』と呼ばしめ、更に又た其一家族を二箇に分割し、各二十人宛を以て一部となし、毎部に見童の互選を以て取締を置き、數種の特權を與へて、其名を『兄さん』フレンド、エィと呼ばしめ、各々自



己の屬する部員を統率せしむ。而して何故に毎家族を更に分割して二部となすやと云ふに、此は全く各部をして互に健全なる競争的精神を發起せしめ、以て改善の効果を一層速かならしむるの目的に出でたるなり。院内の規則は頗ぶる嚴正なるものにして、貫くに正義と愛の大主義を以てし、斯くして自重、勤勉、正直の性格を涵養せしむ。而して我邦に於ける現在の東京感化院は、全くメットレー感化院の組織を模倣したるものなりと云ふ。

更に感化院の効能を述べんに、犯罪救治の一方策として採用せらる可き該事業は、少なくとも左に記載する三箇の効果をば社會に持ち來たすべきものにてあるなり。

- 一、犯罪者の根源を切斷す。
- 二、監獄に送らる可き大人の犯罪者を少なくとも半減す。

三、窮民の員數を減殺す。

何處にても大都會には定まりなき日傭に雇はれ、又だは時として行人の袖にすがり、或は木賃宿に或は養育院に、浪々たる住居不定の境界に沈みて、食ふや食はずの生活を送りつゝある一種の人民あり、此等は最も危険なる種族にして、苟も乗すべきの機會あらば猶豫なく晝鷲となり、狗盜となり、追ひ落としとなり、放火者となるものなり。而して彼等の幼時は如何なる有様にありしやと云ふに、固より多少の例外なきにもあられど、多くは其日暮らしの貧民の兒童にして、教育を受くるの機會なきは勿論、適當なる監督と保護さへも受くるとなく、剩へ甚だしきに至りては未だ乳房にすがり居る頃よりして、橋の袂の道端に貸子となりて寒風に曝され、稍や長ずるに及びては、或者は屑拾ひとなされ、手に一雙の竹箸と古籠とを携さへて路次より路次に掃溜をあさり、



或者は門付けの物乞ひとなされて破れ三絃を掻き鳴らしつゝ、醜猥なる俗謡を唱へて一文半錢の稼ぎに其日を送る憐む可き窮民にてありたるなり。

禍は嫩にて斷つ可きが如くに、犯罪救治の最上乘の方策は、罪惡に成熟したる大人をば其本心に立ち歸らしめんとて、之れに鞭撻を加ふるよりも、寧ろ未だ惡風に感染し盡さざる少年等を集めて、之れに感化的教育を施こして彼等が將來の生活を保護するの事業に在り。

累犯者増加を憂ふるの聲は近年我邦に於て頗ぶる高まりたり、而して之れが豫防の策として提出せられたるもの、或は「プロベーション・システム」と云ひ、或は刑餘出獄人の保護と云ひ、或は監獄教誨の改良と云ひ、或は囚房別異の變更と云ひ、各々皆な吾人が一顧を値ひするの問題なり。然りと雖ども是等は未だ以て犯罪に對する根本的の救治策と稱す

るには足らざるものにして、眞に其の唯一の方法とも云ふ可きは唯だ  
 一 感化院の事業に在り。

吾人は今ま一步を轉じて、如何にせば前述の如き感化事業が實際に施行し得らる可きや、換言すれば如何にして全國の年少犯罪者、不良少年、及び將來に危險ある貧兒等を收容して、之れに感化教育を施こすことを得べきやとふ疑問に就て、聊か考案を述べんと欲す。

第一先づ刑法の一部分に修正を加へて、過失罪若しくは政治上の犯罪を除きたる總ての年少犯罪者を、初犯の折には悉く之れを感化院に送らしめ、温和なる家庭主義の生活の内に漸次彼等を教導感化すべし、而して此は頗ぶる容易き方法なりとす。

第二、犯罪者以外にして將來に危險を有する、監督不行届の貧兒若しくは不良少年は、警察官或は彼等を取締る可きために特に定められたる



吏員をして、必要と認めたる時に於て悉く之れを感化院に送致せしむ可し。而して此第二の提説に對して或は餘りに一私人の權利を蹂躪するの仕方なりとの非難を試むるの論者ある可しと雖ども、吾人の企圖する所は決して國家をして濫りに箇人の權利を蹂躪せしむるの仕方には非ずして、寧ろ却て其正當の職分を盡くさしめんと欲するに在り。何時の世にても新らしき計畫の呈出せらるゝあらば、所謂批評家と號する人士は之れに對して、或は欠點ありとか或は實行に適せずとか云ひて、難癖を附するを通例とす。然りと雖ども吾人は盲者千人の攻撃が如何に喧々囂々たるも、決して之れを恐るゝものに非ず、唯だ希望する所は具眼者の贊成にあるのみ。非難攻撃をして山の如く來らしめよ、吾人は中に就きて稍や價值ある二三の疑問を解答せん、餘は單に黙すれば足れり。然り而して劈頭第一に起り來る可き攻撃は即ち右に述べた

るが如く、箇人的權利を侵害するてふとなり。勿論社會の福祉を増進せしめんが爲めには、國家は成る可く一私人の權利に干渉を試みざるを可とす。況して小兒の自由に對する干渉は、取りも直ほさず其父母及び保護者の自由に對する干渉にして、之れがため父母等は其愛兒の成長する有様を日夜目撃するの樂みを奪はれ、併せて自家の信用する智育及び徳育の主義を、小兒に對して實地に應用するの機會を失するの不幸を來たらするものなり。

元來徳義上の義務を忽諾に附せざる良民に對して濫りに干渉を試むるは、禍害を惹き起こすの外一の効果をも生ずるものに非ず、又た如何なる權利を以てするも、我は小兒の教育方汝に比して功みなれば汝の小兒を我に托せよとは、決して謂ひ得べき言に非ざるなり。然りと雖ども何人にてても若し自己の小兒に對する徳義上の義務、即ち其監督教養



等を忽にする者あらば此は例外の場合とす可し。故に此の如き場合或は父母監督者の死亡したる場合に於て、國家が更に代りて彼等少年の監督者となるは、決して不當の處置に非ずして、寧ろ止む可からざるの義務と云ふ可し。

第二に生じ來らんとする攻撃は、右の計畫を目して所謂云ふ可くして行なふ可からざるの考案なりと云ふとなり。然りと雖ども吾人は決して無責任にも實行に適せざる事柄を述べ立てしには非ずして、而かも明白なる歴史上の先例を有するなり。即ち往古スバルクに於て行なはれたるライカルガスの法律は、若干年齢に達したる小兒をば父母の手より引き離して、全く政府の監督の下に之れを養ひ且つ嚴格なる教育を施したりき。而して該國が當時希臘諸邦中に在て最上の武權を有したるも、全く此法律の賜物なりきと云ふ。左れど此は最も極端なる

一例を示めしたるに過ぎずして、此の如く殆ど無條理に近き法律を、現今の我邦に再現せしめんと欲するには非ざれども、現今英國に於て施行せらるゝ工藝院條例の如きは、大に参照の資として論者の目前に提供せらる可きの價值あるを信ず。今ま其本文の一部を掲げんに、同條例第十四條には實に左の重要な事項を規定せり。

第十四條 何人にてても左の事情の一に該當する年齢十四歳以下と見ゆる少年あらば、男女に拘はらず之れを裁判官に引き來たる可し。

- 一、 施與を乞ひ或は受け居る者如何なる口實あるも。
- 一、 諸所を流浪し且つ定まりたる住居及び保護者なく、且つ一見して衣食の道なしと認めらるゝ者。
- 一、 兩親の死亡したるため或は親ありと雖ども、懲役或は禁獄



の刑に處せられ居るため困窮し居る者。

一、盜賊らしき者と屢々會合する者。

裁判官は右の事情の一に該當するものとして引き來たりたる少年を、其見込に依り特定の工藝院に送致するを得。

之れ現在英國の感化主義工藝院に於て、其院見を收容するがため實際に施行せらるゝの手續なり。而して吾人は必ずしも我邦に於ても之れと同一なる制度を設く可しと主張するには非ざれども、此は將來に危険を有する浮浪の年少若しくは窮兒等を狩り集めて、之れを感化院に收容すべして吾人の提説が、決して實行に適せざるものに非ざるとを證據立つる所の一例なりと信ず。

第三に來たる所の非難は、最も鞏固なる理由を有する攻撃にして、其論ずる所左の如し。曰く、此の如き制度を實行せば下層社會に於ける父母

たる者は、自己の煩勞と養育の費用とを免かれんがため故意に子女の監督を怠り、以て其負擔を國家に歸せしむることを謀るに至る可しと。夫れ或は然らん、然りと雖ども之れを豫防するの策亦た自から備なはれるあり。勿論國家をして父母の監督の行届かざる兒童を養育せしむるに當り、之れに何等の條件をも附するとなくんば、或は論者の述ぶるが如き弊害の發起するとなきを保せず、左りながら吾人は決して無條件説を主張するものには非ず、其計畫する所を實行するに當てや必ず附帶せしめざる可からざる一の條件あり、何ぞや、曰く、父母たる者より其養育の費用の幾分を徵收するとなり。

元來兒童は之れを正當に監督し且つ教導する時は、相應の收入を稼ぐとも得べく、或は家業の補助を爲さしむるとをも得べし。然るに監督を怠りたるの故を以て、國家に引き取られて教育せらるゝの不面目と、其



費用の幾分を支拂はざる可からざるの苦痛を考ふる時は、彼等父母たる者は必ずや現在よりも一層嚴格なる注意と熱心とを以て、其兒童の監督教養に従事するに至る可し。一度此に至らば論者の非難も亦た幸にして犯人の憂たるに止まらんか。而して此は必ずしも吾人一家の想像には非ずして、實際英國に於ても嘗て此養育費徴收の方法に依て、非常に良好なる結果を收め得たるとありたり、即ちヒール氏の著『リッペンション、オブ、クライム』なる書中には、ニウカッスルの警部長マエー、ダッチより國立感化院同盟會の書記某に送りたる一書を掲載せり。

足下よ、余は内務大臣の命に依り、北部英克蘭に於ける感化主義諸學校に養なはれ居る兒童の父母に對し、強制的に責任を盡くさしむるの任を受けたり、余は今ま之れに關して一の報告書を足下に致すの光榮を得たるを喜ぶ。感化主義諸學校に在る兒童に對し、父母をして

其費用を支拂はしむるの件を實行せし以來、當地方に於ける年少犯罪者の員數は殆ど二分の一に減少したり。従前貧民は大概其子女を、竊盜と袖乞ひとを爲さしむるために、日々街路を彷徨せしめたるも、該件の實行後は皆な其惡習を改め、或者は之れを無謝儀學校に送り、或者は之れを職業に就かしめ、以て正直なる生活を過ごさしむるに至れり。疑もなく此等の少年は狗盜乞丐の域より救ひ出されて、社會の良民の列に上らせられたるものと云ふ可し。……此好結果は特に養育費取り立ての強制的實行の効果に歸せざる可からず……事態斯の如しとすれば、吾人が提説は又た意外に實行し易かる可きを信ず。

備て斯く吾人の計畫が實際に施行せらるゝの曉には、向後犯罪者となる者は、感化院に於ても到底感化の見込なき不良少年、及び本來は正直



にして且つ勤勉なりしかども、特に或る偶發的事情のために罪を犯して墮落する者との二種に止まるなり。而して前者即ち矯正の見込なき者は極めて少数なる可く、後者即ち特別の原因に依て罪を犯す者も亦た決して多からざるや明らかかなり。故に曰く感化事業は犯罪者の根源を切斷すと。

其他在監人の數を殆ど半減するると、窮民の數を非常なる度にまで低減し得るととは、感化事業の成功に附隨して果然生じ來たる可きの結果にして、吾人は今ま茲に多言を費して、特に之れが説明の勞を取るの要なきを信ず。

終に臨みて一言す可き重要な點は、國家をして右の感化的事業を直接に施行せしめんとするにあり。固より一私人特に宗教家等が其篤志を以て該事業を經營するを妨げずと雖ども、國家は決して此事業を世

の篤志家等に一任するとなく、充分に其國費を以て全国各地に多數の感化主義學校を設立し、最も完全に近き制度を採用して、之れが施行經營を適當なる人物に委ね、以て出來得べきだけ良好なる結果を成立せしむ可きを要す。勿論之れがため莫大なる費用を要するとあるは當然なれども、此は他方に於て犯罪者の員數を減殺するに依て生じ來たる可き、監獄及び集治監費の減額と、院内に收容したる小兒の手工等より生ずる益金の収入と、又は彼等の父母より徵收する所の養育費、及び世の慈善篤志家等よりして喜捨する所の寄附金等を以て、充分に補填し得べきを信ず。今日に至る迄で、感化事業のために最も忠實なりし二箇の巨人は、即ち佛のドメツツ及び英のバルナルドの二氏にして、俱に空前の成功をば遂げたり。而して彼等は何に依て其成功を得たるやと云ふに、此は全く彼等が家庭主義の制度を採用したるに職由する